

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：	大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
評価の視点2：	各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針 (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等) の適切な明示

<求める教員像>

「広島修道大学学則」に本学の理念・目的と、それに基づいた各学部、学科の教育研究上の目的を規定している。また、教員が社会的責任を果たすための指標として、「教員倫理綱領」を第516回大学評議会（2005年6月2日開催）において制定し、さらに、「研究者の行動規範」を第651回大学評議会（2014年11月6日開催）において制定している。本学の教員像を、これらに基づいて、次のように定めている（資料6-1、資料6-2）。

広島修道大学において教育・研究に携わる教員には、本学教員としての誇りをもち、大学教員の職業倫理の基盤となる基本的人権の尊重と知的誠実性に立脚しつつ、理念、教育目標の実現に向けた以下の職務の遂行を求めている。

- ①法令及び学内諸規則を誠実に遵守し、教育理念の実現に努める教員
- ②学生の信頼に応え、知的営みの先達として、学生の学習する権利を擁護するとともに、本学が定める教育プログラムに則り教育活動を展開する教員
- ③教職員を問わず同僚に対し、尊敬の念をもって接し、本学の業務が円滑に遂行できるよう、良好な信頼関係の構築に努める教員
- ④大学教員に保障されている「学問の自由」が、責任を伴うものであることを自覚し、真理の探究を通じて社会に貢献する教員
- ⑤自己の専門分野の知識や経験を社会に還元するよう努め、公共の福祉と文化の向上に寄与する教員

<教員組織の編成方針>

教員組織については、専任教員数は大学設置基準を満たしたうえで、教育の充実と人件費の適正化の観点から、「教員採用計画」をはじめ、「教員組織」、「学科・専攻及びグループ編成に関する内規」を大学評議会において審議し、決定している。その際の教員組織の編制方針を、次のように定めている（資料6-3）。

（資料2-2 <http://www.shudo-u.ac.jp/information/nvu9p7000001ieid.html>）

広島修道大学は、教育研究上の目的を踏まえた、学位授与の方針、教育課程の編成方針を実現するために必要な以下の教員組織の編成方針を定める。

- ①「大学設置基準」「大学院設置基準」を踏まえて適切に教員を配置する。
- ②収容定員に対する各学科教員一人あたりの学生数に配慮する。
- ③年齢、性別、職位等の構成において著しく偏ることのないようバランスに配慮する。
- ④国際化への対応、地域課題への対応を考慮する。
- ⑤教職課程等、全学の資格課程を置く学科について配慮する。
- ⑥新設学部等においては安定的運用に至るまで配置教員数に配慮する。
- ⑦教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が担当する。
- ⑧教員の募集、採用、昇任等においては、「広島修道大学教員選考規程」「広島修道大学教員選考細則」等に基づき、適宜、推薦委員会（教員推薦委員会）、審査委員会及び判定会議を設け、公正かつ透明性の高い運用を行う。

また、教員組織の運営は、「広島修道大学大学評議会規程」、「広島修道大学学部教授会規程」、「広島修道大学大学院研究科委員会規程」に基づき、良好に行っている（資料 6-4～資料 6-8）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：	大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点 2：	適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置
評価の視点 3：	学士課程における教養教育の運営体制

<専任教員数>

2017 年度の本学の専任教員数は 194 名（学長、助手除く）である。この中には契約教員 17 名（学部契約教員 6 名、心理学基礎教育担当契約教員 1 名、外国語契約教員 4 名、修道スタンダード科目担当契約教員 4 名、留学生教員担当契約教員 2 名）を含んでいる。学部別では、商学部 39 名、人文学部 40 名、法学部 43 名、経済科学部 30 名、人間環境学部 19 名、健康科学部 23 名である。

学科ごとの専任教員数は、表 6-1 に示すとおりである。これらの専任教員数は、大学設置基準に定められている必要な専任教員数を満たしており、また、必要とされる専任教員数の半数以上の教授が配置されている。専任教員の配置は、上述の本学の教員組織の編成方針に従ったものであり、適正な専任教員の配置に努めている。

表 6-1 学部別専任教員数（2017 年 5 月 1 日現在）（人）

	学部・学科等の名称	専 任 教 員 等				
		教授	准教授	講師	助教	計
学 士 課 程	商学部商学科	10	2		1	13
	商学部経営学科	8	4		1	13
	商学部共通教育課程	9	1	2		12
	商学部教職課程	1				1
	人文学部人間関係学科	5	1			6
	人文学部教育学科	8	5			13
	人文学部英語英文学科	7	3			10
	人文学部共通教育課程	3		2	1	6
	人文学部教職課程	4	1			5
	法学部法律学科	10	7			17
	法学部国際政治学科	9	2			11
	法学部共通教育課程	10	3	2		15
	経済科学部現代経済学科	7	2		1	10
	経済科学部経済情報学科	8	2		1	11
	経済科学部共通教育課程	3	2	2	2	9
	人間環境学部人間環境学科	12	2			14
	人間環境学部共通教育課程	3		2		5
	健康科学部心理学科	10	2	1		13
	健康科学部健康栄養学科	8				8
	健康科学部共通教育課程	2				2
	計	137	39	11	7	194

研究科別では、商学研究科 26 名（商学専攻 13 名・経営学専攻 13 名）、人文科学研究科 30 名（心理学専攻 7 名・社会学専攻 6 名・教育学専攻 8 名・英文学専攻 9 名）、法学研究科 31 名（法律学専攻 22 名・国際政治学専攻 9 名）、経済科学研究科 25 名（現代経済システム専攻 14 名・経済情報専攻 11 名）である。学位構成は博士 96 名、修士 94 名、その他 4 名、職位構成は教授 137 名、准教授 39 名、講師 11 名、助教 7 名である。

ただし、大学院設置基準上必要な専任教員数について、経済科学研究科現代経済学科システム専攻（博士後期課程）において研究指導教員 2 名、同研究科経済情報専攻（博士後期課程）において研究指導補助教員 1 名が不足している。

表 6-2 研究科別専任教員数 (2017 年 5 月 1 日現在)

(人)

	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び 研究指導補助教員		
		研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員
大 学 院 課 程	商学研究科商学専攻 (M)	11	11	2
	商学研究科商学専攻 (D)	6	6	5
	商学研究科経営学専攻 (M)	11	10	2
	商学研究科経営学専攻 (D)	5	5	4
	人文科学研究科心理学専攻 (M)	7	7	
	人文科学研究科心理学専攻 (D)	6	6	
	人文科学研究科社会学専攻 (M)	6	6	
	人文科学研究科教育学専攻 (M)	7	7	1
	人文科学研究科英文学専攻 (M)	9	9	
	人文科学研究科英文学専攻 (D)	4	4	1
	法学研究科法律学専攻 (M)	17	12	5
	法学研究科国際政治学専攻 (M)	8	7	1
	経済科学研究科現代経済システム専攻 (M)	10	10	4
	経済科学研究科現代経済システム専攻 (D)	3	3	7
	経済科学研究科経済情報専攻 (M)	8	8	3
	経済科学研究科経済情報専攻 (D)	5	5	3
	計	123	116	38

＜大学院教員資格審査＞

研究科担当教員の資格は、「広島修道大学大学院教員資格審査規程」に明確に定めている。資格審査については、各研究科委員会が設ける「資格審査判定委員会」が資格判定を行う。分野ごとの資格審査選考委員会が組織され、教員資格審査基準に基づいて審査し、結果を判定委員会に報告する。判定委員会では、選考委員会の報告に基づき審議したのち、投票により3分の2以上の同意により判定を行い、その結果を学長に報告し、学長が決定する(資料6-9)。

＜専任教員の年齢構成・男女構成＞

専任教員の年齢構成は、70歳以上1名、60歳以上68歳以下49名、50歳以上59歳以下59名、40歳以上49歳以下55名、30歳以上39歳以下27名、29歳以下3名である。教員公募の際、学部生の年齢構成のバランスを配慮した年齢・職位とし、積極的な若手教員を採用している。性別は、男性150名(77.3%)、女性44名(22.7%)である。2016年度制定した一般事業主行動計画の目標の1つに「教員の女性割合を20%以上とする」を挙げ、女性教員の採用にも注力してきた。また、新学部・学科の設置による新たな教員採用もあり、2015年度の女性32名(17.4%)から大幅に伸びている。国籍については、日本国籍教員173名、外国籍教員21名(10.8%)である。2016年度の16名(8.7%)から、外国語契約教員による人数増のみならず、学部専門・教養科目でも積極的に外国籍教員を採用している。これらによりダイバーシティー推進を図っている(大学基礎データ表5、資料6-10)。

<授業担当負担への配慮>

教員の授業担当負担については、「学校法人修道学園就業規則」で教員の授業担当時間は、1 週につき、8 時間又は 10 時間としている。2016 年度における学部教員一人当たりの年間担当コマ数の平均は 5.1 コマである。また、非常勤教員については、「学校法人修道学園非常勤講師就業規則」において、非常勤教員 1 人が週 5 コマを限度としている(資料 6-11、資料 6-12、大学基礎データ表 4)。

<全学共通科目担当教員の配置と所属>

本学では、全学共通教育科目を担当する、大学設置基準別表 2 の専任教員は、各学部に分属する体制をとっているが、それとは別に、共通教育科目を担当する専任教員の科目担当グループとして、教養グループ、初修外国語グループ、英語グループ、保健体育グループ、グローバル教育グループの 5 グループが置かれている。1991 年の大学設置基準の大綱化以降、共通教育科目(大綱化以前の一般教育科目)の運営体制が弱体化した大学が多いが、本学ではこの 5 グループを設け、カリキュラムに対して責任を負っている(資料 6-3)。

教養グループには、2017 年度に、理系文系合わせて 6 名の専任教員が参加し、教養科目を担当するとともに、教養科目のカリキュラムとその運営に対して責任を負っている。また、教養科目については、共通教育委員会及び全学教務委員会において、各年度の授業科目やカリキュラムの適切性について検証し、その上で大学評議会において審議している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：	教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点 2：	規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の募集・採用・昇任>

本学の教員の募集、採用及び昇任は、「広島修道大学教員選考規程」、「広島修道大学教員選考細則」及び「広島修道大学教員選考細則に関する申し合わせ」で規定された基準・手続等により適切・厳格に実施している(資料 6-4、資料 6-5、資料 6-13)。

教員の募集は、「本学ホームページ」をはじめ、JREC-IN(研究者人材データベース)を活用し、すべて公募制としている。また、必要に応じて各大学や研究機関に募集要項を送付している。なお、公募科目の決定については、主担当科目を含め、学部教授会で審議し、最終的に大学評議会にて審議し、学長が大学評議会の意見を聞いて採用計画を定め公募する。なお、選考の手続きについては以下のように運用している。

- ① 学長の要請に基づき学部教授会にて教員 3 名からなる審査委員会を組織する。(ただし契約教員の場合には、大学評議会の議を経て学長が委嘱する。)
- ② 審査員による審査(履歴書・研究業績一覧・著書論文等・各種証明書及び授業内容や方法など教育に関する考えをまとめたもの)を行うとともに、当該学部長や審査委員のほかには他学部の教員推薦委員も加わり、面接および模擬授業を実施したうえで、推薦適格者を決定する。
- ③ 学長、学部長、教学センター長並びに各学部から選出された教員により構成される教

員推薦委員会は審査委員会の主査による審査報告を聴き、推薦適格者の認定を審議し、教員推薦委員会として決定する。学長は、この審議結果について慎重に参酌し、推薦適格者を決定し、当該学部教授会の判定会議に推薦適格者の資格判定を委嘱する。

- ④ 学部教授会による判定会議は出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。なお、契約教員の場合は、選考委員会が審査報告を学長に提出し、大学運営会議での審議を経て、大学評議会で審議し、その結果を学長が慎重に参酌して決定する。

なお、公募に対して十分な応募が得られず、適格と考えられる候補者が決定できず、なおかつ、教員課程の運営上、早期に教員を決定する必要がある場合は、学内にて公募を呼びかけ、以後、同様の手続きを進める場合がある。

昇任については、「広島修道大学教員選考細則に関する申し合わせ」に、教授、准教授および助教のグレード別に昇任基準が定められている。その主な内容は、年齢、研究業績数、授業アンケートの実施状況などである。基準を満たす昇任候補者は、教員推薦委員会に諮られ、以後、上記の採用手続と同様のプロセスを経て昇任を決定する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：	教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<FD 関係規程>

本学は、2006年4月1日から「広島修道大学FD委員会規程」を施行し、FDの推進と調整を行う委員会規定を制定した。大学が教員と職員によって構成され、運営されていることを重視し、FD・SDに関する規定を一本化し、「広島修道大学FD・SD規程」（2015年4月1日）を制定し、大学運営会議について取り扱うことにした。また、各学部・研究科は、従来からそれぞれにFD推進委員会規程によるFD推進委員会を置いている。これらにより、全学的かつ組織的な体制整備が図られている（資料6-14～資料6-24）。

<全学レベルでのFD>

全学的なFD及びSDの取り組みとしては、教職協創のもと、2010年度からは「FD・SD研修」年間3～4回、教職員全体で実施する研修会を人事課が担当して開催している。主な内容は、学内外より講師を招いて、大学改革の動向、他大学の取り組みについて実践的に学習し、また全学的な共有を図るものである。また毎年学生の夏季休暇中を利用して、FD・SD研修の1つとして「修道力フォーラム」を開催している。本研修は、内容、規模においても最大のFD・SD研修会である。2016年度の内容は以下の通りである（資料6-25、資料6-26、資料1-20）。

第1回「チュートリアル機能の充実について－単位僅少学生が卒業するために－」

（6月9日開催 参加者数：教員134名、職員74名）

第2回「つながる－世界で、地域で、キャンパスで－」（修道力フォーラム）

（8月3日開催 参加者数：教員142名、職員125名）

第3回「4学期制と導入事例について」

(11月24日開催 参加者数：教員130名、職員77名)

第4回「大規模教室における授業方法に関する工夫と取り組み」

(1月12日開催 参加者数：教員127名、職員46名)

さらには、教育方法の企画・開発に係る支援・研究等の業務を推進するための「初年次教育セミナー」(年3回)、本学の教育活動の課題・検証・改善と組織的な教育力を高めることを目的とした、新任教職員合同による1泊2日の「教育力アップセミナー」等を学習支援センターの主催により毎年開催している(資料6-27、資料6-28)。

また、1998年度から実施している授業参観は、2004年度から公開授業に名称変更して継続しており、全学または学科内にて授業を公開している。2016年度は、80名の教員が153クラスで公開授業を実施し、延べ120名の教員が参加をして授業研究を行った。

さらに、教員のモラルを高める取り組みとしてハラスメント防止のための研修会、または教員のメンタル支援としてメンタル研修会を毎年開催している。その他に、日本私立大学連盟をはじめ、高等教育関連機関によるさまざまな研修会に、役職者、新任教職員をはじめ、多くの教職員が参加している。これらの研修成果は、事務研修報告会やFD・SD研修会での報告や、毎年度発行する『事務研修』、『FD・SDニューズレター』、『学習支援センターニューズレター』を通して、広く教職員間で共有をしている(資料6-29、資料6-30、資料6-31)。

＜学部・学科・研究科レベルでのFD＞

学部のFD活動の一例を挙げると、人文学部の2016年度のFD推進委員会のテーマは、第1回「発達障がい学生への対応」(7月14日開催 参加者数：38名)、第2回「広島修道大学人文学部学生の入学前の既修得単位認定基準の改正について」(12月8日開催 参加者数：39名)であった。また、学科の一例を挙げると 人文学部教育学科では、2016年6月25日に、教育学科開設記念イベントとして「アクティブラーニングをディープに学ぼう—初等中等教育における可能性と課題を考える—」を公開シンポジウム形式で開催した。教育学科教員17名のFDを兼ねるほか、教育学科の学生97名の教育及び広島県市の現職教員など約80名の研修の場となった。2016年度のエデュケーション専攻研究会(3月7日)では、2017年度着任予定の2名の教員を講師として、「保育者養成の現状と課題」「大学における子育て支援活動の実践と展望」について研修を行った。参加者は15名であった。同3月30日の教育学科会議では、冒頭に「データから見た教育学科の現状と教育的課題」と題してFD研修会を開催した。1年生、2年生、3年生、4年生の時系列的SA成績データと卒業生の小学校採用試験合格とSA成績データとのクロス分析結果を比較して、今後の学生指導の在り方を議論した。また、「教職実践演習」の3年間にわたる池田イメージ変化法による授業分析を通して、「教育実践演習」の効果的な指導法についても確認し、16名が参加した。

＜教員活動状況評価制度による点検・評価＞

また、2005年度から「教員自己評価制度」を導入し、2008年度からは「教員活動状況

評価制度」として実施している。2017 年度は、2016 年度の教員活動について教育領域 8 項目（20 点満点）、研究領域 4 項目（15 点満点）、大学運営領域 7 項目（10 点満点）、社会貢献領域 2 項目（5 点満点）の計 21 項目（合計 50 点満点）を自己評価し、その他特記事項の 5 点満点の加点により最終合計 55 点満点で評価を行っている。各学部長を一次評価者とし、その後、学長・副学長と学部長との評価調整会議を経て、学長を最終評価者として決定している。評価結果を各教員に通知後、一定期間において異議の申告を認めている。

教員活動状況評価表の集計結果及び全体の評価点分布は大学評議会に報告し、各学部および大学の点検・評価の指標の一つとしている。また、教員活動状況評価表については、教員の履歴・業績管理システム（教員データベース）の一部として構築し、データ集計、解析およびデータ蓄積を可能としている。なお、教員活動状況評価表の内容は、再雇用教員審査、任期付き教員の業績審査の 1 つとして、また個人研究費の増額を希望する際の参考資料としても使用している（資料 6-32、資料 6-33）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：	適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点 2：	点検・評価結果に基づく改善・向上

<授業アンケートの実施とアンケート結果の活用>

本学では、他大学と比較して早い段階の 1995 年度から授業アンケートを実施しているが、2004 年度からは全専任教員が毎年最低 1 科目は実施している。アンケートの実施部局は総合企画課であり、アンケート結果は学生の成績確定後に教員に通知し、アンケートへの回答に際して学生に不安を抱かせないように配慮している。アンケート結果は、各教員の次のセメスターの授業改善や各学部等における FD 活動の際に用いられている（資料 6-34）。

（2）長所・特色

- 教員の募集・採用について、完全公募制を実現している。
- 教員の採用・昇任の基準・手続きに則して、適切かつ厳格な人事を行っている。
- 女性教員比率、外国籍教員比率が上昇している。
- 教職協創のもと、FD・SD 活動を規程化し実施している。
- 「修道力フォーラム」、「FD・SD 研修会」、「教育力アップセミナー」等の FD・SD の教職員合同による全学的取り組みを行っている。
- 学部独自の注目すべき FD 活動としては、経済科学部が、「経済科学シリーズ」という統一名称で学部開設時から継続的に教科書・参考書群を出版していることをあげることができる。2017 年 5 月現在、55 冊の教科書・参考書が出版されており、講義・ゼミ等で使用されるのみならず、地域の図書館や近隣の高校等にも献本し、経済科学の普及と発展に貢献している。経済科学研究科との共同出版物である「英文モノグラフシリーズ」14 冊も加えると、全部で「経済科学シリーズ」は 69 冊となる（資料 6-35）。

- 採用以降の業績管理、昇任の手続きを教学センターから人事課に統一し、公募・採用から履歴・業績管理、昇任まで人事課で一元管理している。

（３）問題点

- 授業アンケート結果は、昇任選考、FD 活動等に使用されているが、全学的かつ組織的な活用が必ずしも十分とは言えない。
- 教員の年齢構成については、年齢が高くなる傾向があり、なお計画的な取り組みが必要である（大学基礎データ表 5、資料 6-10）。

（４）全体のまとめ

大学の理念・目的に基づいた各学部・研究科、教員組織の編制方針のもと、規程等に明確化した基準、手順にしたがって適切な教員組織の編成および、公募、採用、昇任の手続きを実施しているといえる。また、女性教員、学国籍教員の採用にも注力し比率を高め、公募・採用の際には各学部の年齢構成に配慮しており、ダイバーシティー推進を図っている。FD については、従来からの FD 活動のみならず、FD・SD を全学的な教職協創の取り組みとして推進している。さらに評価・点検については、授業アンケート、教員活動状況評価表など、多角的な手法を取り入れている。また、これらをより効果的かつ迅速に進めていくため、関連規程の整備も実施した。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1： 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

<学生支援の方針>

本学は、すべての学生が学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、すべての学生の資質および能力を十分に発揮させることを目的として、学生支援に関する方針を、就学支援、生活支援及び進路支援の3分野に区切り、次のように定め「本学ホームページ」で公表している（資料2-2 <http://www.shudo-u.ac.jp/information/nvu9p7000001ieid.html>）。

1) 修学支援

- ①学習相談、指導および初年次教育の実施に取り組む等、学生の主体的な学びを支援する。
- ②学内外における活動（海外留学、地域連携活動、ボランティア活動、サークル活動等）を促し、学生個々の目標にあわせた多様な成長機会を設ける。
- ③単位僅少者、休学者、卒業延期者等の状況把握を行い、それぞれに充実した学生生活を送ることができるよう、関係部局が連携して適切な対応を行う。

2) 生活支援

- ①学生の健全な心身を維持増進するため、健康相談、専門的な適応援助等の対応を適切に行う。
- ②学生が快適で安全な学生生活を送れるように、学生の人権を保障し、ハラスメントの防止を徹底するとともに、様々な危機管理、危機対応の啓蒙活動に努める。
- ③障がいのある学生、留学生など多様な学生が、快適な学生生活を送れるよう支援する。
- ④家計の急変等、経済的に修学が困難な学生に対して、学内外の奨学金等を通じた支援をする。

3) 進路支援

- ①変化の激しい21世紀社会において、想定外の変化にも対応し、自ら人生を開き続ける力を涵養するキャリア支援を展開する。
- ②生涯を通じて社会に貢献し得る人材を輩出するために、一人ひとりの学生が納得できる就職等進路選択支援を体系的に実施する。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1 :	学生支援体制の適切な整備
評価の視点 2 :	学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応
評価の視点 3 :	学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・奨学金その他の経済的支援の整備
評価の視点 4 :	学生の進路に関する適切な支援の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
評価の視点 5 :	学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施
評価の視点 6 :	その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

前述した学生支援の方針の下に、主として「修学支援」に全面的ないし部分的に対応しているのが、学習支援センター、国際センター、ひろしま未来協創センター、教学センターである。主として「生活支援」に対応しているのが、学生センターである。また、主として「進路支援」に対応しているのがキャリアセンターである。以下、それぞれの支援分野ごとに具体的な取り組みを記述する。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

①学生の能力に応じた補習教育(修学支援①)

学習支援センターにて、学習アドバイザーによる、リーディング・ライティング・英語に関する基礎学力の向上に向けた学習支援プログラム及び学習相談を行っている。個別学習相談では、本の読み方、ノートの取り方、講義の聴き方、レポート・レジュメの書き方、試験対策等の支援を行っている。また、学習への動機づけや支援の一環として、各種ワークショップ・講座を開催している。テーマは、基礎的学習スキル、定期試験対策や英語関連検定試験対策等、多岐にわたっている。さらに、学生の自学習のための各種ハンドアウトを作成し、自由に取得できるようにしている。

また、学習支援センターでは、開設以来、教員との連携によって、センター・オフィス・アワーを実施してきた。これは、教員が学習支援センターのスペース(まなびコモンズ)を利用し、普段の講義に対する質問や定期試験準備をする学生の質問等に応えるもので、原則

年2回、定期試験の始まる2週間前から試験期間中に実施されている。2016年度の利用実施状況（延べ人数）については、前期が教員15名・参加学生157名、後期は教員18名・参加学生は64名であった。また、特定の曜日時限に、教員がまなびコモンズにて対応するオフィス・アワーを設けている。一方、「まなびコモンズ」では、学生の自主的なグループ学習として「スタディ・グループ」が発足し、活動している。この「スタディ・グループ」は、学生の要望に対応し、学習アドバイザーがサポートしながら2017年5月現在で3グループが活動しており、プレゼンテーションスキルの向上、討論の実施や特定テーマに関しての学習など、グループ学習を実践できる環境を提供している。また、学部と連携し単位僅少者に対するフォローアップも実施している（資料3-6、資料3-7、資料7-1）。

②正課外教育（修学支援②）

ひろしま未来協創センターが所管するピア・カウンターでは、ボランティア活動をはじめとした、学内外での様々な自主活動の支援を行っている。本学主催のボランティア事業および学外のさまざまな団体が主催しているボランティア事業のうち「学外ピア活動に関するガイドライン」を満たしているかどうかを精査し、より安全で教育効果が望まれるボランティア活動に学生が取組めるよう、学生に情報を提供している。ボランティア募集件数は、2012年度から2016年度までで総計618件、2016年度は114件受け付けている。ボランティア参加人数は、2012年度から2016年度までで総計1,524名。2016年度は304名が参加している。加えて2015年度から、ボランティア活動参加へのきっかけづくりとして、初心者向けのボランティア講習会を実施している。ボランティアに対する正確な知識を得て、活動のイメージを膨らませてもらいながら、ボランティア活動参加の心構えについて習得する機会としている（資料7-2）。

また、ひろしま未来協創センターでは、地域つながるプロジェクトを実施している。これは、本学学生が地域と連携して企画・実施する活動、地域の課題を調査・研究するために組織するプロジェクトに対して、大学が支援するものである。2012年度から2016年度までのプロジェクト数および延べ学生数は、98プロジェクト1,166名で、2016年度は16プロジェクト181名が参加している。また、毎年2月に、連携する地域の方々も参加する地域つながるプロジェクトの成果報告会を開催し、毎年300人の方々が参加している。地域つながるプロジェクトに参加する際には、学研災付帯賠償保険（学研賠）の保険料を大学で負担し、学外での課外活動中の事故に対して対応している（資料4-15）。

さらに、前述のように、2014年度より正課教育にも携わり、本学教学センターと連携しながら、地域志向の教育を目的とし「地域イノベーションコース」を開講した。地域イノベーションコースは、全学部横断型のコースであり、学内での講義と広島の各地や海外の地域イノベーション先進地域での実践的学びを組み合わせながら、持続可能な魅力ある地域づくりに資する力や地域の資源を活用してイノベーションを起こす力を学生が修得することを目指している（資料4-16）。

③成績不振学生、留年者、休学者、退学希望者への対応（修学支援③）

単位僅少学生の状況把握と指導、留年者及び休学者の状況把握と対応、退学希望者の状況把握と対応については、教学センターが学期ごとにそれぞれの状況を的確に把握している。

成績不振に関しては、全学部が、学部・学年ごとに修得単位僅少者の基準を設け、成績発表後に個人面談の形式で指導を行っている。全学の面談達成率は約 60%である。留年者・休学者に対しては、状況に応じて、学生相談室（精神疾患等）、学生センター（経済的理由等）と連携し対応している。また、退学希望者に対しても状況に応じて再入学等の制度についての情報を提供している。

表 7-1 単位僅少者数と面談数（2016 年度）

	16 年度生		15 年度生		14 年度生		13 年度生以前		合 計	
	面談数	対象数	面談数	対象数	面談数	対象数	面談数	対象数	面談数	対象数
商 学 部	78	95	48	72	32	48	40	73	198	288
人 文 学 部	36	49	56	68	44	49	20	33	156	199
法 学 部	42	84	59	103	36	101	37	76	174	364
経済科学部	44	75	46	73	34	72	21	114	145	334
人間環境学部	52	※55	103	127	64	82	18	38	237	302
合 計	252	358	312	443	210	352	136	334	910	1487

※人間環境学部 16 年度生の対象数は、面談対象者数を表す。

< 学生の生活に関する適切な支援の実施 >

① 学生の心身の健康、保健衛生、安全などへの対応（生活支援①）

学生センターが所管する保健室では、学生が健康に大学生活を送り、かつ心身の健康を自己管理できることを目的に支援している。看護師、保健師 3 名（専任 2 名、非常勤 1 名）と非常勤医師 5 名（内科 4 名、婦人科 1 名）を配置し、学校保健安全法に基づき、定期健康診断を毎年実施し、定期健康診断終了後、健康診断結果通知書を返却することで病気の予防や早期発見に努めている。就職や、学外実習時などに健康診断証明書が必要な場合には、証明書自動発行機で各自取得できるよう整備している。

本学には 2 つの医療費給付制度があり（A 広島修道大学学生災害傷害医療費等給付 B 学生教育研究災害傷害保険）、正課中・通学中・サークル活動等の大学管理下とみなされる状況で発生したケガ等の治療費をいずれかの給付制度によって支給している。また大学管理下外で 3 週間をこえる入院加療の場合には見舞金を支給している。

学生のケガや体調不良時の対応のほか、トレーニングルーム利用時のメディカルチェックとして、医師による健康相談日を適宜開設している。その他、健康教育として保健室スタッフや学内外の講師による講演会や栄養相談、献血運動の推進、救急救命法・AED 講習会等にも取り組んでいる。

大学において感染症予防には早急で的確な危機管理対応が必要であり、本学でも 2007 年麻疹流行、2009 年新型インフルエンザ流行をうけ感染症対応マニュアルを作成している。新入生への健康調査（障害手帳の有無・現病歴・アレルギー有無・感染症罹患、予防接種歴）を行っているが、2017 年度から入学手続段階での入力に移行したことにより入学時早期に全員の確認が可能となった。必要に応じて保健室スタッフや医師との面談をおこない修学への配慮希望の場合には調整を行っている。感染症についても必要に応じて予防接種の勧

奨を行っている。

②学生へのカウンセリング（生活支援②）

学生が学生生活を営む中で直面する諸問題に対し、カウンセリングを中心とする専門的な適応支援・教育的支援を行うために 1970 年度から学生相談室を設置し、その支援活動を通じて個々の学生生活の充実と人間的成長を促すことを目的に支援活動を行っている。

学生相談室の業務担当者は相談室主任 1 人（教員兼任）、常勤カウンセラー 2 人、非常勤カウンセラー 4 人、非常勤精神科医 1 人、学部相談員 6 人（教員兼任）で構成されている。相談室主任、常勤・非常勤カウンセラーは全員が臨床心理士資格を有し、内 2 名は日本学生相談学会認定の大学カウンセラー資格を取得しており、学生の心理社会的成長を専門的に支援できる態勢を整えている。2016 年度の学生相談室利用者数は、実数 279 人、延べ数 2,936 人であった。家族や教職員へのコンサルテーションの件数も含まれている。相談の主題は修学、進路、心理性格、対人関係、カルト、精神健康など学生生活全般にわたっている。また、発達障がい学生の支援も行っている。

③ハラスメント防止・危機対応（生活支援③）

学校法人修道学園では、「学校法人修道学園におけるハラスメントの防止等に関する規程」、「学校法人修道学園ハラスメント防止・対策ガイドライン（大学部編）」を定めている（資料 7-3）。具体的な取り組みとして、広報・啓蒙活動と各種の研修を行っている。広報・啓蒙活動としては、毎年度、リーフレット『ハラスメントのないキャンパスを』を作成し、全学生と非常勤を含む全教職員に配付している（資料 7-4）。リーフレットには弁護士を含むハラスメント窓口相談員を紹介しており、迷わず相談できるように配慮している。また、身近な事故と犯罪についての『危機対応マニュアル』や地震、豪雨・土砂災害及び火災などの災害に備える『災害対応マニュアル』を全学生に配布している（資料 7-5、資料 7-6）。

④障害のある学生に対する修学支援（生活支援④）

本学は、学内のバリアフリー化・身体障がいの学生及び発達障がい学生に対する学修環境の整備、身体障がいの学生への支援ボランティアなど、障がいのある学生の支援に積極的に取り組んでいる。

障害者差別解消法施行に伴い、2016 年 4 月に障がい学生支援についての基本姿勢、受け入れ方針等を「本学ホームページ」上に公表している。「広島修道大学障がい学生支援に関する内規」を制定し、障がい学生支援チームを中心に障がい学生の教育環境支援の体制を整えている（資料 7-7）。以前から障がいの程度に応じて情報演習室・教室を利用する際、健常な学生と同様に快適に授業が受けられるようできる限りの機材を準備し、修学の支援をしている。2016 年度入学生のうち、身体障がいの診断を受けている学生 1 名、発達障がいの診断を受けている学生 3 名から学生センターに相談が寄せられ、障がい学生支援チームの招集など、それぞれの学生の状況と希望に基づき、学生相談室及び学内各部署や関連学部教員と連携し個別の支援を開始した。

（資料 5-4 http://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/shougai_shien.html）

障がいのある学生の学生生活上、重要なのは人的サポートである。そこで、キャンパス内

で身体に障がいを持つ学生に積極的に援助を行うように協力を求めている。また、授業の空き時間において、ノートテイクや移動・食事の介助などのボランティア活動を希望する学生には、学生課に「学生ボランティア登録用紙」の提出を求めている。そして、登録者全員を対象にした障がい学生ボランティア保険（学生教育研究賠償責任保険）に加入体制を整えている。

⑤奨学金制度・スカラシップ、その他の経済支援制度（生活支援⑤）

本学（学生センター・国際センター・キャリアセンター）では、日本学生支援機構・地方公共団体などの奨学金に加え、本学独自の奨学金制度・スカラシップ制度（15 種類）を設けるなど、学生への修学支援を積極的に行っている（資料 7-8）。

⑥留学生等に対する修学支援（生活支援⑥）

私費外国人留学生に対しては、学費の減免措置を講ずることにより、経済的支援を行っている。現在の学費減免採用総人数の上限は、学部・大学院合わせて 120 名である。2017 年度の学部生の学費減免者総数は 21 名であり、その内訳は、授業料及び施設設備資金の全額免除 4 名、授業料の全額免除 13 名、授業料の 50%免除 4 名である。また 2017 年度の大学院生の学費減免者総数は 16 名であり、その内訳は、在学料及び施設設備資金の全額免除 1 名、在学料の半額及び施設設備資金全額の免除 1 名、在学料の全額免除 14 名である。また受入れ交換留学生に対して、来日した際に留学一時金として 5 万円、受入れ期間中月額 5 万円を支給している。また、キャンパス外に留学生のための寮を所有し、受入れ交換留学生に宿舎として提供している。

表 7-2 広島修道大学奨学金制度

区分	種別	貸与・給付金額	2016 年度実績
学部	広島修道大学学習奨学金※ ¹	月額 5 万円〈貸与〉（全学年単年度採用）	—
	広島修道大学特別奨学金	授業料等諸納付金相当額〈貸与〉	—
	広島修道大学短期特別奨学金	授業料等諸納付金相当額〈貸与〉	5 名
	広島修道大学修学奨学金	年額 20 万円〈給付〉（在学中 1 回）	5 名
	広島修道大学同窓会奨学金	年額 20 万円〈給付〉（在学中 1 回）	7 名
	広島修道大学経済支援奨学金	年額 20 万円〈給付〉（在学中 1 回）	10 名
	広島修道大学留学生教職員給付奨学金	月額 3 万円〈給付〉（外国人留学生）	2 名
学部・大学院	アーネスト奨学金	月額 3 万円〈給付〉（外国人留学生）	1 名
大学院	広島修道大学大学院学習奨学金※ ¹	修士・博士前期課程：5.5 万円〈貸与〉	—
		博士後期課程：7 万円〈貸与〉	—
	広島修道大学留学生教職員給付奨学金	月額 3 万円〈給付〉（外国人留学生）	1 名
	上領英之奨学金	年額 20 万円〈給付〉（博士後期課程に入学する外国人留学生）	—

※1. 広島修道大学学習奨学金・同大学院学習奨学金は、卒業時または離籍時に貸与金額を一括返済する制度である。その際、本学が提携している金融機関で有利子の学習奨学金ローンを利用できる。なお在学中は無利子である。

表 7-3 広島修道大学スカラシップ制度（給付）

区分	対象人員	一人当たりの金額	2016 年度実績
在学生スカラシップ (成績優秀)	152 名(2~4 年生)	15 万円	195 名
課外活動スカラシップ	学長賞受賞者	団体 30 万円、個人 10 万円	1 団体 9 個人
資格取得スカラシップ※1	特に難易度の高い 資格取得者	最優秀賞:5 万円、優秀賞:3 万円	21 名
国際交流スカラシップ	海外セミナー派遣学生 (認定留学生)	3 カ月未満 5 万円または 10 万円※2	35 名
		3 カ月以上:月額 3 万円	22 名
	交換留学生	6 カ月未満:10 万円	—
		6 カ月以上:20 万円	11 名
	グローバルコース生	40 万円	19 名

※1.資格取得表彰の対象資格であっても、資格取得スカラシップの対象とならない場合がある。

※2.地域によって異なります。人数制限がある。

⑦一人暮らしの学生への支援（その他）

2015 年度から一人暮らしを始めた学生の不安解消等を目的に新入生交流会を開催しており、2017 年度は新入生 234 名が参加した（一人暮らしは新入生の約 27%程度、広島県出身学生は新入生の約 18%程度）。同じ高等学校出身者が一人、あるいはごく少数という新入生を中心に、出身市町村別グループ、学部・学科別グループの 2 部構成で実施、各共通項から多様なつながりが生まれるよう工夫し実施、大学周辺・広島市内の情報共有等を通して、不安を抱える新入生が友人の輪を広げ、順調な大学生活スタートをきる機会となった。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

キャリアセンターが中心となり、1 年次「修大基礎講座」、2 年次「大学生活とキャリア形成」を、全学部履修必修科目として展開している。

「修大基礎講座」は、「自己発見と自律へのアプローチ」を授業の目標としている。この科目では、入学直後の全学部 1 年次生に「PROG (Progress Report on Generic Skills)」(＝ジェネリックスキル測定テスト)を実施し、知識を活用して問題解決をする力(リテラシー)と、経験を積むことで身についた行動特性(コンピテンシー)の 2 つの観点から、ジェネリックスキル(社会で求められる汎用的な能力・態度・志向)を測定している。その結果を、授業において学生及び教員にフィードバックしている。なお、その結果については、学長、副学長、各学部長、各学部教務主任、各部局長及び教学支援関連部署職員を対象に、報告会を実施している。「大学生活とキャリア形成」は、「自分らしい豊かなキャリア(人生)を考える」「変化の激しい時代に必要とされる能力を涵養する」「大学生活の重要性を議論する」、以上の 3 点を授業の主要な目的としている。両科目に共通する教育目標として、大学生活の経験すべてがキャリア形成の場面であり、大学生活を有意義に過ごすことの重要性を説きながら、自己効力感の寛容を目指している。ワークキャリアに捉われない、ライフキャリアに焦点を当てた授業が最も大きな特徴である。

このような授業展開のもと、キャリアセンターでは、キャリア教育の重要性を全学で共有するために、2016 年度から「キャリア教育セミナー」と称するセミナーを開催している。

また、本学では、カリキュラム上に、就業体験を通じ将来の進路選択の一助となるよう、

就業体験と事前・事後指導からなる「インターンシップ」科目（2単位）を置いている。本学のインターンシップの歴史は極めて長く、教学センターがその業務のとりまとめを行ってきた。他方、キャリアセンターでは、「認定インターンシップ」（単位認定を伴わない）と称するインターンシップを実施し、昨今、企業・各種団体等から多く寄せられるインターンシップを文部科学省のガイドラインに照らし精査し、学生への情報提供、実習先との受け入れ手続きを行っている。特記すべき点は、カリキュラム上の「インターンシップ」、キャリアセンターが実施する「認定インターンシップ」の両方で、実習を終えた学生に対して、キャリアカウンセラーによるフォローアップ面談を実施していることである。フォローアップ面談の目的は、インターンシップを通じて体験したことや感じたことを振り返り、後の学生生活や将来の人生を考える機会とすることにある。また、2017年度は、「認定インターンシップ」参加学生の体験報告会を開催し、実習により得たことを、発表を通じて言語化する場を設定した。

さらに、2017年度より、カリキュラム上に、実習期間4週間の「長期インターンシップ A (2017)」(4単位)、実習期間8週間の「長期インターンシップ B」(8単位)及び「長期インターンシップ事前・事後指導 (2017)」(1単位)を配置した。2017年度に、学生が実習を体験することができたのは、8企業・団体等においてである。実習先については、長年本学との関係が密接である広島で認知度の高い企業・団体を選んでいる。本学出身者が社長や人事担当である等、本学と地域社会との関係の深いことの証左によるものである。キャリアセンターに属するキャリア教育担当（契約）教員が、この科目の単位認定を行い、キャリアセンタースタッフとともに、実習先との交渉・調整を行う（資料7-9）。

学生生活において、学生がキャリア形成に働きかける機会を創出するために、「広島修道大学キャリア支援講座」（＝資格取得支援講座）を開講している（資料7-10）。資格取得については、毎年度、広島修道大学就職支援委員会で認められた難易度の高い資格について、その資格を取得し他の学生の模範となる者を対象として、「広島修道大学資格取得学生表彰規程」及び「広島修道大学資格取得スカラシップ規程」による表彰を行い、表彰状と記念品を贈呈している（資料7-11、資料7-12）。

そして、具体的な就職活動支援としては、全10回の就職ガイダンス、各業界からOB・OGが参加する卒業生フォーラム、各業界のリーディングカンパニーを招いての業界・企業研究セミナー、本学学生を採用したい企業を招く学内合同企業説明会等を、学内において開催している。また、大都市圏への就職ツアーを実施し、就職活動にかかる交通費の全額または一部を補助する制度も有している。

資料7-4 広島修道大学合同企業説明会開催状況（2018年3月卒業生対象）

2017年	開催日	開催時間	開催場所	参加企業数
3月	9日(木)・10日(金)・13日(月)・14日(火)	13時～16時30分	5・6号館	365社
5月	18日(木)・19日(金)・22日(月)	13時～16時30分	本館5階	139社
7月	18日(火)・19日(水)・22日(木)	13時～16時30分	本館5階	127社
10月	16日(月)・17日(火)・18日(水)	13時～16時30分	本館5階	127社
合 計				758社

さらに、2015 年 9 月に地元経営者団体である広島経済同友会との包括的連携協定締結を機に、低学年次生（1・2 年次生）を対象にして、広島県内の企業を 1 日 3 社巡る「企業見学バスツアー」を、8 月と 2 月に各 2 ルート実施している。この企業見学バスツアーは、地元広島の企業を知ることが目的としているが、大人の働く姿に触発されて、職業観・労働観・人生観を考える機会となることも期待している。ツアーは、キャリア教育担当教員とキャリアアセンタースタッフが引率し、バス車中も学びの場として位置付けている。

<学生の正課外活動を充実させるための支援の実施>

学生センターでは、部活動など学生の正課外活動に対する支援にも力を注いでいる。

本学には、1971 年度から学友会執行部と大学執行部から構成される大学協議会が設置されている。学友会は「広島修道大学学友会規約」に則って運営されており、大学協議会では、「広島修道大学協議会規程」と「広島修道大学協議会細則」に基づいて、学部の機構または施設の変更に関する事、学部の学費変更に関する事、学部の教育計画に関する事などについて協議している（資料 7-13、資料 7-14、資料 7-15）。この制度を通して、学生の要望を汲み上げている。学生課は、定期的に学友会執行部と話し合いを持ち、物心両面から学友会の健全な発展に意を尽くしている。

サークル活動に対しては、修大講堂、プール、全天候型競技場の保守・改修、コートやグラウンドの人工芝化、クラブハウスの冷暖房設備及び外壁・屋上防水の改修などを図り、充実した環境の整備を進めている。また、課外活動遠征旅費・激励費援助金（1 団体上限 40 万円）、課外活動用具等購入援助金（1 団体上限 100 万円）、課外活動指導者の臨時的招聘に係る援助金（上限 1 団体 20 万円）、団体加盟費援助金（1 団体上限 10 万円）、ヨット部の艇庫等利用にかかる援助金、アイスリンク使用料援助、スカッシュ部練習場借上援助金、トレーニングルームトレーナー指導料を拠出している。

また、学長表彰、課外活動スカラシップ制度を実施して学生の課外活動を支援している。

学長表彰は、学長賞及び学長奨励賞からなる。これは、本学学生または本学学生で組織する団体が、学術・芸術・社会・体育・文化活動等の分野において、他の模範となる成績を修め、または貢献した場合に賞状と記念品を贈るものである。2016 年度では、学長賞は団体 1、個人 9、学長奨励賞は団体 6、個人 29 に贈った。

課外活動スカラシップは、当該年度に学長賞を受賞している個人または団体を対象に奨学金を給付するものであり、金額は団体 30 万円、個人 10 万円となっている。2016 年度は団体 1 団体、個人 9 名に支給された。

さらに、本学では、学生の保証人を正会員とする後援会が組織され、「広島修道大学後援会会則」に基づき、学生生活の充実のための諸活動を行っている（資料 7-16）。本学を含む 6 会場での教育懇談会や後援会総会の開催、ゼミやサークル活動、運動用具等への助成を行っている。併せて、本学には、およそ 66,000 人を擁する同窓会が組織されており、「広島修道大学同窓会会則」に基づき、同窓会奨学金の給付のほか、サークル活動の支援を行っている（資料 7-17）。具体的には予選を経て全国大会に出場するサークルへの援助金の支出、卒業生との懇談会（卒業生フォーラム）等を実施している。

学生の要望に対応した学生支援については、学生の自治組織である学友会を通じて適切に行っている。すなわち、課外活動サークル、自治委員会、一般学生からの要望を、学友会

がまとめて学生課に提出している。この要望書を検討し、2016年度には駐輪場に屋根及び照明設備を整備した。これによって、自転車及びバイクで通学する約1,400人の学生が雨天時および夜間においても便益を享受できるようになった。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：	適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：	点検・評価結果に基づく改善・向上

<学生支援の点検・評価・見直し>

学生支援を実施する各センターは、他の大学構成部局と同様、毎年度事業計画を作成している。この事業計画は、前年度の事業計画の達成状況を点検し、それを基に作成している。また、『広島修道大学の現況－大学基礎データ集』を作成するとともに、各センターの所管業務の点検・評価・見直しに取り組んでいる。

学生センターは、入学試験スカラシップ奨学金制度について、種々の追跡調査や点検評価の結果、入学試験成績上位者を本学への入学を促すという本来の趣旨とは乖離が見られたため、2012年度に廃止した。

キャリアセンターは、修道スタンダード科目「大学生活とキャリア形成」について、毎年度、キャリア教育運営委員会においてシラバス内容や授業方法について点検し改善している。また、資格取得学生表彰及び資格取得スカラシップ対象の資格について、毎年度、就職支援委員会において、資格取得状況を点検し、新たな資格や難易度等の導入の可否についても検討している。

また、ひろしま未来協創センターは、ボランティア活動支援に関して、半期ごとにボランティア受付状況および学生の参加状況を数値化し、経年比較をしている。学生の参加状況が減少傾向にあれば、広報方法や初心者向けに実施しているボランティア講習会の内容を検討するなどして、学生がボランティア活動に目を向ける機会や参加に踏み出す機会をより多く提供できるよう、改善に努めている。

このように、学生支援の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善向上に向けて学生支援の各センターは絶え間ない努力を重ねている。

(2) 長所・特色

- 学習支援センターの多角的な取り組みは着実に浸透しつつあり、自学習の場として活用する学生が増加している。
- 協創館の「まなびコモンズ」を利用する学生の自主的な学習グループとして「スタディ・グループ」が発足し、活動している（資料7-18）。
- 留学生を対象とした経済支援としては、学費減免制度、指定寄付による本学独自の給付奨学金制度がある。
- 学生の留学を経済的に支援する給付奨学金制度がある。
- 近年、ピア・カウンターが情報提供するボランティア活動、ひろしま未来協創センターが主催する地域つながるプロジェクトをとおして、学内外において、学生の正課外の活

動がより活性化しつつある

- 日本学生支援機構・地方公共団体などの奨学金に加え、15 種類の本学独自の奨学金制度、スカラシップ制度がある。
- 学生相談室は、学生の多様な利用形態を受け入れ、常時学生の相談に応じられる体制を維持している。保健室と学生相談室は隣接しており、スムーズな連携がとれるようになっている。
- 学友会役員と大学役職者で構成される大学協議会は、長い歴史を有しており、学生に大学運営計画を説明し協力を求めるとともに、学生の意見を聴取し大学運営に反映させるという仕組みが確立している。
- 「インターンシップ」「認定インターンシップ」「長期インターンシップ」など、就業体験を通じた進路支援が充実している。
- 低学年次からの職業観、労働観、人生観の涵養をめざした進路支援プログラムが展開されている。

(3) 問題点

- 従来の学習相談だけではなく、学習障害等の傾向がある学生からの質問や彼らへの対応が増加しており、そのための体制整備が課題である。
- 障がいのある学生に対し、一般学生も含めた人的サポート体制の強化を検討する必要がある。
- 障がいのある学生や留学生に対する就職支援の強化が望まれる。

(4) 全体のまとめ

明示された学生支援方針の下、各担当のセンターが様々な取り組みを通して学生支援にあたっている。

修学支援においては、2016 年度の協創館完成により、グループ学習ゾーンと個人学習ゾーンを備えた「まなびコモンズ」、個別面談にも対応した 2 つの「面談室」、大人数での勉強会・研修会やプレゼンテーションの練習等多様な活用ができる「まなびホール」を備え、プライバシーも保護されながら、効果的な学習支援が行われている（資料 7-18）。留学生に対する経済的な修学支援方策も図られているが、近年、私費外国人留学生の減少が見られるので、より効果的な修学支援の整備が必要であろう。また、学生の地域活動支援については、2017 年度をもって、文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創成推進事業」の 5 年間の推進期間が終了することになり、「地域イノベーションコース」は 2018 年度に開設される国際コミュニティ学部のカリキュラム（全学開放）として発展的に継承されていく。学生の要望を大学運営に取り入れること、学生のクラブ活動の支援などについては、学生の自治活動団体である学友会との親密な連携の下に、着実に行われている。

生活支援においては、本学独自の多様な奨学金制度により、生活の基盤を整えながら修学できるシステムを作り上げている。給付を含む 11 種類の奨学金制度、6 種類のスカラシップ制度<給付>を独自で持っているのは、同規模の大学では特筆すべきことである。また、多様化、複雑化する社会を背景にして求められている心と体の健康に関しても、十分なスタッフを持つ学生相談室、保健室でしっかりと対応している。大きな課題としては、障害を持

つ学生の生活支援がある。この充実に向けて取り組んでいきたい。

進路支援については、単なる就職支援にとどまることなく、初年次から最終年次まで、キャリア教育科目を必修科目として全学のカリキュラムに位置付けるとともに、インターシップをはじめとするさまざまなキャリア教育プログラムを展開して、学生の職業観・労働観・人生観を涵養している。そのことが卒業後の職業人生、さらには人生そのものにも大きな影響を与えると確信している。

総合企画課 IR 推進室がまとめた「学生の成長を支援するプログラムとその成果」では、「学生の成長を支援するプログラムを多くの部局で実施しており、全学生の 3 分の 1 にあたる 2,037 人が参加をしている。さらにその参加学生の 3 分の 1 は、継続してプログラムに参加するか、複数のプログラムに参加している。成績が良い学生ほどプログラムへの参加率が高い。学生の成長支援のために、これらのプログラムへの参加を奨励し、プログラムを充実させることが重要である。」と報告されている（資料 2-13）。本学は、効果的な生活支援とともに、様々な学生の成長支援を組み込んだ修学支援を展開するとともに、確かな進路支援を通して、学生を豊かな人生へと導くことができるよう努めている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1： 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

<教育研究等環境整備の方針>

本学では、教育研究等環境の整備方針について下記の4つに分けて、「本学ホームページ」等にて明示している。

(資料2-2 <http://www.shudo-u.ac.jp/information/nvu9p7000001ieid.html>)。

1) 研究活動支援

本学教員の研究環境の整備に努めるとともに、個人研究費の交付や外部資金獲得の支援、成果物の刊行助成、論集の刊行のほか、派遣等による研究機会を提供等の支援を行う。これらの研究活動が適正なものとなるよう、関連の指針や規程等を定め、運用する。また研究成果の社会への還元を広く積極的に行い、本学の研究に対する社会的評価の向上に努める。本学大学院生についても研究環境の整備に努め、論集の刊行等を支援する。

2) 施設・設備等整備

中長期の校舎等建替計画に基づき、学生の学修や課外活動並びに教員の教育・研究・社会貢献活動を推進するために、安全で質の高い施設・設備の維持管理を行う。更に利便性、衛生面にも充分配慮し、教室、教員研究室をはじめ、学生の部活動のための部室や競技場に至るまで、利用者にとってやさしい、快適な環境整備に努める。

3) 図書館整備

教育、研究及び学修の支援のために、専門書、学術雑誌等の図書資料を学部構成、学問の動向に留意して体系的に取り揃える。最新の学術情報を効率よく提供するために、データベース、電子ジャーナル、電子ブックの充実、利用者への情報提供サービス、学術情報の公開、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムを整備する。教育、研究及び学修の多様なニーズに応えるために、情報環境、座席数及び閲覧エリア等の利用環境を整備する。

4) 情報環境整備

ICTを活用した授業の支援及び情報教育の実施のために、教育研究システム等を整備する。また、教育、研究、学修及び事務業務のために、ネットワーク等の環境基盤整備及び運用体制を整備する。「広島修道大学情報セキュリティポリシー」に基づく、情報の保全及び管理を行う(資料8-1)。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1 :	施設、設備等の整備及び管理 ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備 ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備
評価の視点 2 :	教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

＜校地・校舎・施設・設備等の概況＞

校地面積は 2016 年度末現在、339,752 m²である。学部・大学院の学生(実人数 6,189 人)一人当たり 54.9 m²であり、大学設置基準第 37 条の学生一人当たり 10 m²以上という基準を十分に上回っている。本学の校地の特色としては、引続き、校地内にある樹木、花木を大切にし、自然と人工物の調和と景観を重視し、絶えず手入れを行っている。

校舎面積は 2016 年度末現在 90,791 m²である。大学設置基準第 37 条の 2 に規定する必要な校舎面積 24,095 m²に比して十分に上回っている。キャンパス内のバリアフリー化については年次計画に基づき整備してきた。講義棟等の建物には、手すり、スロープ、多目的トイレ、エレベーターを設置するとともに、車椅子利用の学生のために各建物の入り口には自動ドアを設置してきた。その他、身体障がい者用駐車スペースを確保し、図書館には点字ブロックを設置するなど障がいを持つ学生が有意義に学生生活を過ごせるようにきめ細やかな環境整備に努めている。学生の自主的な学習促進のための環境整備として、図書館のラーニング・コモンズや協創館のまなびコモンズ・まなびラボ、9 号館の国家試験学習用スペース等がある。

2017 年度には体育館に併設するトレーニングルームの機器一式を刷新し、トレーナーが常駐する時間も設け、学生の指導にあたっている。

＜校舎等の計画的な建替＞

持続可能な発展のための長期的な展望の具現化、安全・安心なキャンパスと環境への配慮、学生の主体的学びや学修支援体制の充実、課外活動の推進、教育・研究・社会貢献機能の拡充、研究機能の統合などを基本方針とする中長期の校舎等建替計画に基づき、計画的に校舎等の建替を実施してきた。なお、前回の認証評価ののちに整備した校舎等は次の通りである（資料 1-20、資料 1-22、資料 1-24、資料 1-6）。

2011 年度	インターナショナルハウス(留学生用宿舎)の購入 講堂改修工事 講堂ホール系統空調機改修 第 1 期外周道路敷設工事 小学校課程実習棟建設工事 サブグラウンドトイレ建設工事
2012 年度	6 号館屋上防水・外壁改修 図書館ラーニング・コモンズ改修工事 旧 3 号館解体撤去

	インターナショナルハウス土地の購入
2013 年度	新 3 号館建設工事 図書館耐震改修工事 第 1 研究棟から新 3 号館への移転(教員研究室) 第 1 研究棟解体撤去 第 2 期外周道路敷設工事 第 2 研究棟他節水型トイレ改修工事 修大フォーラムエレベーター増築工事
2014 年度	協創館（8 号館）建設工事 第 2 研究棟エレベーター更新 エネルギーセンター煙突改修工事
2015 年度	6 号館空調設備機器更新 食堂棟改修工事
2016 年度	9 号館建設工事 5 号館エレベーター更新 文化・体育クラブハウス改修工事 駐輪場屋根建設工事 臨床心理相談センター改修工事

<施設・設備等の更新・改修による“Value up”>

教育機能及び学生サービス機能の向上を目指し、“Value up”を掲げて、校舎等の建替・改修に伴い施設・設備を充実させてきた。とりわけ、2015 年 3 月に竣工した協創館には、国際センター、ひろしま未来協創センター、学習支援センターが配置をされ、本学の教育目標を具現化する国際教育、地域連携教育、学生の主体的な学びが日常的に推進・展開できる特色ある施設と設備になっている。同館の上層階には、通訳コースの学生のための設備や外国語による 4 技能の修得を支援する設備、情報センター機能も配され、グローバル化と高度情報化の中で求められるスキルを、学生が主体的に学ぶことができる。

<省エネルギー目標>

「広島修道大学省エネルギーに関する規程」に基づき、エネルギー使用原単位年平均 1%削減（過去 5 年間）を目指す。省エネルギー法で定められた経済産業省へ提出する定期報告書において、①過去 5 年度間のエネルギー消費原単位が年平均 1%以上改善できたか、②前年度に比べて改善できたか、の 2 点を削減目標としている（資料 8-2）。

<防火防災計画>

2009 年度に施行した防災計画に基づき、毎年度、防火防災担当者を決定し、消防訓練を実施している。2017 年 12 月 4 日には、より詳細な消防計画を策定した（資料 8-3）。

<安全及び衛生の確保>

「学校法人修道学園衛生委員会規程（大学部編）」にもとづき、衛生委員会を毎月開催す

るとともに、産業医による巡視を年 6 回実施し、大学内の職場の安全衛生の維持に努めている。

労働安全衛生法に基づき、毎年度、大学内の各部局、キャンパス内の各建物・施設に、「各職場の衛生管理を担当するもの」（衛生推進者）を配置し、衛生管理に努めている（資料 8-4）。

<情報環境の概況>

ICT を活用した授業の支援および情報教育の実施のために、情報センターが中心的な環境整備を担っている。情報センターが管理・運用しているものは、マルチホームによる対外接続回線、建屋間 10Gbps による校内 LAN(無線 LAN 含む)等のネットワーク環境をはじめ、メール、ホームページ等の各種サーバー群に加え、情報演習室(6 号館 3 階・4 階全 14 室、パソコン 419 台配置)、Global Learning Studios(協創館 2 階全 5 室、パソコン 176 台配置)等である。国立情報学研究所所管の Sinet5 と商用回線とを利用することで工事による中断のない対外接続回線を提供している。また、学内無線のアクセスポイントは、全 123 カ所となり、学生が多く滞在する講義棟、図書館等においては、BYOD (Bring Your Own Device) を実現している。さらに、情報演習室、Global Learning Studios には、それぞれ自習のためのパソコン教室も配置し、自主学習環境を整えている。サーバーについていえば、オンライン学習のための LMS(Moodle サーバー)を整え、いつでもどこでも学習できる環境を整備している。

また、情報センター以外では、学生の主体的な学びを促進するために、学習支援センターにおいて文書作成や授業の予習・復習に利用できる「まなびラボ」を設置し、そこに学生用パソコン 10 台、プリンタ 1 台を配置している。

<情報倫理・情報セキュリティのための規程や活動>

また、情報センターでは、「広島修道大学情報セキュリティポリシー」に基づく、情報の保全および管理を行う。教職員、学生への情報セキュリティの啓蒙活動として、独立行政法人 情報処理推進機構の提供する映像コンテンツを、教員向け、職員向け、学生向けに内部公開しており、そのアクセスログから、利用者の実態を把握するようにしている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：	図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備
評価の視点 2：	図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書館施設・設備・環境等の概況>

図書館延床面積 11,700 m²、閲覧座席 952 席、収納可能冊数 120 万冊で、2017 年 3 月 31 日現在図書資料・視聴覚資料併せて 871,512 冊・点を所蔵している。館内には一般閲覧室のほか、研究個室 15 室、グループ学習室 5 室、ラーニング・コモンズ、自習室、ライブラリーホール、展示ギャラリーがあり、多様な学習・研究活動に対応できる(資料 8-5)。

館内は書庫を除きほぼ全館無線 LAN に対応しており同時に 1000 人がアクセス可能である。また、情報コンセントも M2 階エントランスホール及び 3 階閲覧机の各所に設置している。館内には学生用ノート PC を全部で 127 台備えており、そのうち 108 台を 2017 年度に更新した。2017 年度からは研究個室およびグループ学習室全室に PC を設置した。2 階フリー PC コーナーには PC31 台を常設し、プリンタも 5 台設置している。また、毎年試験期の 7 月と 1 月には PC を 4 台増設し、かつ外部委託による PC 相談員を配置、学生の PC 操作質問などに対応している。なお、学生用 PC は外部委託により毎月保守をしている。その他、書庫を含め館内に OPAC 検索用のデスクトップ型 PC を 18 台設置している。

ラーニング・コモンズは、2 年次生以上の学生が発展的・応用的学習を行うにあたり、グループディスカッションやプレゼンテーションの準備・練習など授業外の協働学習を行う場として 2012 年度に開設した。可動式机と椅子に加え、ホワイトボード、タッチディスプレイ 5 台、貸出用ノート PC30 台、検索用 PC4 台、プリンタ 2 台を備えており、外部委託による常駐の担当者 1 名とピア・サポート学生 1 名(授業期のみ)が、利用申込み受付、機器類の操作説明及び学習環境の維持にあたっている。

館内にはエレベーターが 2 基あり、バリアフリーに対応している。また、研究個室 2 室は車いすに対応しており、自習室には車いす専用の席を設けている。

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

2017 年 3 月 31 日現在、図書 849,122 冊、視聴覚資料 22,390 点、学術雑誌 5,663 種、電子ジャーナル等の電子資料 12,918 タイトルを整備している。

国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムとしては、NII(国立情報学研究所) NACSIS-CAT への参加、NACSIS-ILL を通じた他大学との相互利用、OCLC(Online Computer Library Center) を通じた海外大学との相互利用を行っている。

学術情報の蓄積・保存として、リポジトリを設置し運用している。また CiNii との連動により資料提供の強化を図っている。

本学学生・教職員は、学術認証フェデレーション(学認: GakuNin)を利用して、学外から電子ジャーナルやデータベースが利用できる。さらに、VPN 接続サービスにより、自宅のパソコンから契約しているプロバイダのネットワークを経由して、学内環境に接続することができる。また、本学は国際学術無線 LAN ローミング基盤「eduroam」に参加している。

館内の座席総数は 952 席であり、そのうち図書館閲覧室閉館後も利用できる自習室の席数は 105 席である。

なお、2017 年度から、利用状況を確認したうえで、開館時間を以下のとおりとした。

表 8-1 図書館開館時間

期	曜日	閲覧室	自習室	ラーニング・コモンズ
授業期	月～金曜日	8：45～20：30	8：45～21：30	9：00～19：00
	土曜日	10：00～16：00	8：45～21：30	10：00～15：00
	日曜日	10：00～16：00	10：00～16：00	閉室
休暇時	月～金曜日	9：15～16：30	8：45～19：00	10：00～15：00
	土曜日	閉館	8：45～19：00	閉室
	日曜日	閉館	閉室	閉室

これら図書館運営に関する重要な事項を審議するために図書委員会を設置している。また、図書館資料の閲覧、利用、図書館施設の利用等に関して図書館閲覧規程等の諸規程を制定し、適切な利用を図っている。

図書館以外で、全学へ提供されている図書・資料として、ひろしま未来協創センターの書庫や開架書籍、学習支援センターの図書資料、キャリアセンターのキャリア支援のための図書や資料などがある。ひろしま未来協創センター書庫には、COC、ピア、研究関連の図書など 772 冊が配架されている。また、2013 年度より地域活性化に関する書籍及び雑誌を購入し、地域イノベーションコース学生や地域つながるプロジェクト参加学生などが利用している。現在の書籍数は 396 冊、雑誌は 180 冊である。学習支援センターの蔵書数は 2017 年 5 月末の蔵書数は、教職員用 504 冊、学生用 787 冊の合計 1,291 冊である。

＜図書、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置＞

図書館員 19 名（育児休業中 1 名を除き、派遣職員 1 名を含む）のうち、司書資格を持っている者は 12 名おり、支障なく図書館サービスを提供している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1： 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

＜研究支援の概況＞

本学の研究支援は、主に、①専任教員に対する個人研究費の支給、②専任教員に対する研究旅費の支給、③科学研究費等学外研究の採択支援、④本学独自の研究助成、⑤成果物の刊行助成や論集の刊行、の 5 点において実施している。このうち、①②は総務課・財務課が事務を所管し、③④⑤はひろしま未来協創センターが所管する。なお、①②について

は、契約教員を除く専任教員を前提としてここでは記述する。

<専任教員に対する個人研究費の支給>

「広島修道大学教員個人研究費規程」に基づき、基準額 676,000 円を個人研究費として全専任教員に支給している。上限 20 万円までの増額申請制度があり、15 万円以上の増額申請者には、研究計画書及び研究報告書の提出を求めている(2016 年度増額申請者 95 名、59.7%)。受給した教員は、「学校法人修道学園経理規程」「広島修道大学教員個人研究費規程」等に基づき、適切に研究費を執行し、年度末に必ず執行状況を報告する。なお、2017 年度から、希望すれば費目によっては半期ごとの報告も可能となった(資料 8-6、資料 8-7)。

そのほか、国際学会に出席する場合の補助制度もある(2016 年度制度利用者 13 名)。

<教員研究室の整備、教員の研究時間の確保>

専任教員には、全員に約 20 m²の教員研究室を提供している。2013 年度に、耐震化が困難であった第一研究棟を解体し、98 室の教員研究室を持つ新 3 号館を建設した。現在、新 3 号館 98 室、第二研究棟 85 室、7 号館 12 室、9 号館 12 室、合計 207 室の教員研究室が利用可能な状態にある。更に人間環境学部人間環境学科、人文学部教育学科、経済科学部経済情報学科の実験系の教員 6 名には、教員研究室とは別に約 20 m²の実験室を用意している。健康科学部健康栄養学科の実験系の教員 6 名にも、授業と研究に使用する実験室を 9 号館に用意している。

また、専任教員の授業担当規準時間は、「学校法人修道学園就業規則」第 21 条に、「教員の授業担当規準時間は、1 週間当たりにつき、8 時間又は 10 時間とする。」(90 分授業 1 コマを 2 時間に換算)と定めている。この授業担当規準時間は、学部において担当する授業時間であり、大学院において担当する時間はこれに含まない。この授業担当規準時間は、他大学に比較して多くない。したがって、本学の教員にとって、役職などを担当する教員を除けば、研究時間を確保することは十分に可能である。

<教員が学術研究に専念するための国内外派遣研究制度>

専任教員は、「広島修道大学派遣研究規程」に拠り、長期と短期の国内外の派遣研究制度を利用することができる。毎年度各学部 2 名(人間環境学部は 1 学科であるため 1 名)がこの制度を利用できる。加えて、「広島修道大学特別研究規程」に拠り、その研究成果をもって本学の教育研究の向上に寄与させるため、本学の専任教員は、一定の期間、学術研究及び調査研究に専念できる制度もある(2016 年度制度利用者 7 名)。他大学と比較して、本学の制度は充実しており、本学の教員は、研究に専念することができる期間を保障されているといえる(資料 8-8、資料 8-9)。

<科学研究費等学外研究の採択支援>

学外の研究資金の獲得支援については、「広島修道大学における科学研究費助成事業に関する規程」及び「広島修道大学における科学研究費助成事業の執行・管理に関する取扱要領」に則り、厳格かつ積極的な推進と支援がなされている。主な対象は科学研究費となるが、それ以外にも受託研究や寄附金の受け入れも整っている(資料 8-10、資料 8-11)。

科学研究費は、2012 年度から 2016 年度の間、新規採択が毎年度 10 件前後であり、年度別の件数は 30 件前後である。15%強の教員が各年度に科学研究費助成を受けているが、採択件数は年々増加傾向にある（資料 8-12）。

< 本学独自の研究助成 >

「広島修道大学調査研究規程」に基づき、所定の審査を受けることにより、「調査研究」と呼ばれる本学独自の研究助成が毎年度実施されている。本調査研究には 2 種類あり、「重点領域研究」は、大学の建学の理念に沿った研究、教育開発に関する研究、ひろしま未来協創センター委員会で設定した研究領域・テーマに沿った研究に対して助成されるものであり、「先端学術研究」は、教員個人が単独で行う先端的な研究に対して助成されるものである。これらについては、さらに建学の理念の具現化を強化するという観点と外部資金獲得支援を強化するという観点から、2018 年度より新しい制度のもとでの運用となることが決定している。

< 成果物の刊行助成や論集の刊行 >

教員の研究成果の公表を支援するために、「広島修道大学ひろしま未来協創センター委員会規程」に基づき、「研究叢書」、「学術選書」、「教科書出版」、「論集」等の助成と刊行の制度を実施しており、教員の研究成果の公表に対して、本学独自の手厚い支援を行っている。「研究叢書」は、「広島修道大学研究叢書刊行に関する細則」に基づき、刊行に必要な経費を全額大学が負担する制度であり、1979 年度から 2017 年度現在まで、通巻 148 号が発行されている。「学術選書」は、「広島修道大学学術選書刊行助成に関する細則」に基づき、市販ルートで販売する単行本の出版に対して、上限 150 万円を助成する制度であり、1981 年度から 2017 年度現在までに 69 冊が刊行されている。『教科書出版』は、「教科書出版助成に関する申合せ」に基づき、本学の授業に使用する著書に対して、上限 100 万円を助成する制度であり、2002 年度から 2017 年度現在までに 15 冊が刊行されている。「論集」は、各学部編集担当委員を設け、年 2 回、ひろしま未来協創センターが編集・発行する論文集であり、『修道商学』『広島修大論集』『修道法学』『経済科学研究』『人間環境学研究』『健康科学研究』の 6 誌が刊行されている（『人間環境学研究』のみ年 1 回の刊行）（資料 8-13）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

- | |
|---------------------------------|
| 評価の視点 1： 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み |
| ・ 規程の整備 |
| ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 |
| ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備 |

< 研究倫理体制の整備 >

研究を推進するにあたっては、教員・大学院生に対して、研究倫理教育を実施するとともに、「研究者の行動規範」及び「広島修道大学研究倫理委員会規程」に則り、厳格かつ適切な運用を求めている（資料 8-14、資料 8-15）。加えて、健康栄養学科設置に伴い、「広島修道大学毒物及び劇物管理規程」「広島修道大学廃棄物取扱規程」「広島修道大学有害物質

特定施設管理基準」等の有害物質に係わる諸規程を整備し、それに沿った厳格な運用を行っている。

＜研究活動の不正防止に関する取り組み＞

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学省平成26年2月18日改正）並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等自己評価チェックリスト（文部科学省）」に対する対応のため、2014年度より新規に整備をした規程類として、「広島修道大学における研究者の行動規範」「広島修道大学公的研究費不正防止計画（2014～2015）」「広島修道大学公的研究費不正防止計画（2016～2018）」「広島修道大学研究倫理委員会規程」「公的研究費の管理・監査に関する取扱要領」があり、「広島修道大学における科学研究費助成事業に関する規程」「広島修道大学における科学研究費助成事業の執行・管理に関する取扱要領」については改正した。2015年12月4日に、文部科学省による実地調査が本学において行われ、「法令等に抵触するものではないが、改善をすることが望まれるもの1件」「その他の特記事項4件」との指摘を受け、当該年度内に対応を行っている。

「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月26日改正）並びに「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」に対応するため、新規に「広島修道大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」「広島修道大学における研究データの保存等に関する細則」を制定し、2015年度より実施している（資料8-15、資料8-16、資料8-17）。

＜研究倫理教育の推進＞

コンプライアンス教育は、毎年度、科学研究費助成事業の使用説明会において全教員にコンプライアンス推進副責任者より実施するとともに、研究に係る職員に対しては、文部科学省の資料をもとに、2015年8月にコンプライアンス教育をワークショップ形式で実施した。

研究倫理教育として、2015年度は公的研究費に採択された教員に対して、「CITI Japan e-ラーニングプログラム」を実施したが、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」の指摘に基づき、2017年度からは全教員及び研究に係る職員に対して、日本学術振興会が主催するe-ラーニングシステムである「eL CoRE」を実施することとなった。大学院生も全研究科において「eL CoRE」を実施することが承認された。学生に対しては、「修大基礎講座」のレポートの記入方法において、剽窃について説明している。2018年度からは、「修大基礎講座」の中で研究倫理教育が実施できるように現在学内で調整中である。

研究倫理に関する学内審査機関としては、人間関係学科心理学専攻において、「広島修道大学心理学研究倫理・審査委員会規程」を運用し、2008年5月より研究倫理に関する学内審査を実施しており、2017年4月に健康栄養学科が設置されたことに伴い、健康栄養学科においても、「広島修道大学健康科学部健康栄養学科研究倫理審査規程」を運用し、2017年5月より研究倫理に関する学内審査を実施していたが、これらを統合して、「人を対象とする研究倫理審査規程」を第694回大学評議会（2017年12月6日開催）において制定した（資料8-18、資料8-19）。

点検・評価項目⑥: 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

＜教育研究等環境の点検・評価＞

いずれの事業についても、毎年度、大学全体の事業計画、部局としての事業計画を作成し、それに基づき事業を実施し、年度末には効果検証・点検を行い、次年度の業務改善に向けての改善点の抽出を行っている。新年度の事業計画は、過年度の事業計画の進捗に基づいて作成しており、継続してPDCAサイクルにそった事業展開を行っている。大学全体としても、『広島修道大学の現況』の作成を行い、その時点での状況の把握及び検証を行っている。

まず、施設・設備については、施設整備の基本方針として、「Value up」を掲げ、教育機能及び学生サービス機能の向上を目指している。外部委託により調査を実施し、2040年度までのキャンパスマスタープラン、改修・更新計画を作成し、それに基づく中長期営繕計画を作成、更にそれを単年度の予算策定に反映している。また、教育ニーズの変化に従い、教学センターからの予算要求に基づき、教室等を整備している。

研究面については、学内外の研究資金に関して、監査室による調査を行っている。本学には理事長直属の機関である監査室があり、年度初めに監査計画を策定し、定期的に監査を実施している。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学省平成26年2月18日改正)並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等自己評価チェックリスト」に対応するため、2015年度より科学研究費助成事業を中心に教育研究分野について監査を実施している。監査室から監査対象部局に対し「内部監査結果通知書」によって通知し、監査対象部局から監査室に対し、「内部監査結果通知書(2015-2)」に係る業務改善計画書を提出し、1年後には実施状況を確認するための「業務改善結果報告書」を監査室に提出している。

図書業務については、毎年度業者に委託し蔵書を点検している。その結果はCD-Rにて提供を受け、適切な蔵書管理につなげている。

情報環境については、毎年度、現行のシステム・サービス内容について、利用者のアクセスログ等から利用動向を調査し、更新するシステムを点検し、その結果から更新するシステムの設計等を行っている。

(2) 長所・特色

- 全体として、教育研究活動を推し進めるための校舎等環境整備計画を長期的視野にたって策定し、計画に沿って順調に実施している。
- 2013年度以降は、3号館の建設による研究環境の充実と最先端の講義環境の整備、協創館の建設による学生の主体的な学びを支援する環境の整備と本学の教育目標(地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献する人材の育成)の見える化、食堂等の大規

模改修によるキャンパスライフの充実、9号館建設による管理栄養士等の資格取得の支援と実験設備の充実などを実施し、社会のニーズに対応し、学生自らが学びによってキャリアを切り開く教育・学習環境の整備に努めた。

- 協創館において、学生の主体的な学びの環境が整い、学生が「まなびコモンズ」で議論を重ね検討する際に、必要な資料を「まなびラボ」で検索し準備するといった一連の流れができつつある。加えて、学生が学習アドバイザーからアドバイスを受けることも可能であり、アドバイスを自らの学びに反映できる体制も整っている。
- 図書館には、ラーニング・コモンズ、グループ学習室が配置され、学生が協働学習できるスペースが用意されている。また、研究個室も含め座席数が全部で 952 席あり、学習スペースは確保できている。
- 教育環境の整備は、正課授業の支援にとどまらず、同一キャンパス内に数多くの体育施設を保有しているため、サークルなど充実した正課外活動を行う環境も整っている（人工芝サッカー場、陸上競技場、野球場、テニスコート、剣道場・柔道場・卓球場・空手・少林寺拳法・合気道・拳法・ボクシング場・トレーニングルーム等含む体育館）。
- 教員の研究支援については、潤沢な研究費・補助（個人研究費、調査研究費、派遣研究国外研究費、派遣研究国内研究費、国際学会参加補助）及び教育予算（学科・グループ予算）等が確保されている。
- 図書館内の情報環境を整備し、教員の要望に基づき電子資料を整備し、非来館型サービスも充実させている。
- 各学部の『論集』の刊行、『研究叢書』、『学術選書』『テキストシリーズ』の出版助成は、研究成果の公表を支援する制度として充実している。
- 充実した研究費支給や研究成果公表の支援等の研究環境の整備により、科学研究費助成事業の過去 2 年間の交付件数は、2015 年度 48 件（研究代表 30 件、研究分担 18 件）、2016 年度 50 件（研究代表 30 件、研究分担 20 件）となり、前回の認証評価時 34 件（研究代表 18 件、研究分担 16 件）と比較すると大幅に増加している。

（3）問題点

- 学生の主体的な学びと活動を一層支援するために、学生のための「成長支援型奨学金」（いわゆる育英ベースの奨学金）制度を整備する方向で検討を進めており、今後の課題である。
- 学生の主体的かつ深い学びを促す環境は一定程度整い、今後ますます求められるアクティブラーニングについても推進する体制が整っている。これを正課の授業とも関連づけながら、今以上に効果的に運用することが必要である。
- 2014 年より文部科学省から提示されてきたガイドラインに沿って、順当に研究倫理の確立を支援する体制を整えてきたが、その結果として、研究倫理委員会の位置づけを変え体制を強化する必要が生じ、第 694 回大学評議会（2017 年 12 月 6 日開催）において「広島修道大学研究倫理委員会規程」を改正した。また新しい規程を制定して、研究計画を審査する専門委員会（例えば「人を対象とする研究倫理審査委員会規程」による研究計画審査組織）を設置した。今後は、整備した規程に基づき、本学研究者の研究倫理のさらなる向上に努めることが必要である。

（４）全体のまとめ

校舎等建替計画の着実な実施と研究促進・研究倫理体制の整備は特筆に値する。

前者については、遅れ気味であった長中期の校舎等建替計画を、この数年間でスピード感を持って進め、当初計画を着実に進展させることができた。合わせて、教育内容や設備等の刷新による魅力化・見える化、新学科・新学部の設置とそのための実験実習棟の建設により、本学への社会的ニーズが高まり、志願者増につながった。概して、教育環境について変化と躍進の数年間であったと言える。

後者については、科研等外部資金による水準の高い研究や本学独自のユニークな研究領域を促進することと併せて、すべての研究に関して確実性と厳格性を担保する体制づくりが必要であり、それを実施してきた。ここ数年間着実に伸びてきている科研費等外部資金による研究ならびに本学独自の研究助成による研究を、研究者自身の良心的運用と厳格な機関管理の下で今後発展させていくために、公的研究費の不正使用防止にかかる体制の整備、全研究者への研究倫理教育の実施、研究倫理審査システムの確立等、必要とされる研究環境の整備に努めた。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1： 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示
--

<社会貢献・社会連携の方針>

本学の社会貢献・社会連携には、地域社会（ローカル）に関するものと国際社会（グローバル）に関するものの2つの軸があり、それぞれ以下のように定め、「本学ホームページ」等にて明示している。

（資料2-2 <http://www.shudo-u.ac.jp/information/nvu9p7000001ieid.html>）。

1) 地域社会の発展に貢献できる人材の養成、地域社会への貢献

- ①学生及び教職員が、地域交流活動に主体的・積極的に参加することを通して、地域社会の発展に貢献できる人材の養成に努める。
- ②学外の実験研究機関及び企業・団体、地域等と連携・交流を推進し、教育研究活動等の成果を社会のニーズに結び付けて、地域社会の発展と課題解決に貢献する。
- ③社会に開かれた大学として、「地域連携」「ボランティア活動」「生涯学習」「心身の健康支援・相談」等の事業を通じて、地域社会に貢献する。

2) グローバル人材の養成、国際化の推進

- ①学生一人ひとりの目的や成長に合わせた、海外留学派遣プログラムを開発・推進する等、知識と実践力を備えたグローバル人材の養成に努める。
- ②協定校の拡充に努め、地域と世界との架け橋になることができる外国人留学生を積極的に受け入れる等、学内の国際化を推進する。
- ③外国人留学生や受入れ交換留学生を対象としたインターンシップ、附属中学校・高等学校との連携によるグローバル教育、地域住民との交流等の取り組みを通して、地域活性化や多文化共生理解の促進に貢献する。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1： 学外組織との適切な連携体制
評価の視点2： 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3： 地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との適切な連携体制>

学外組織との連携体制はローカルとグローバルの両軸において整備・拡充している。ローカルな軸のもとでの連携体制はひろしま未来協創センターが、グローバルな軸での連携体

制は国際センターがそれぞれ管轄・推進している。

ひろしま未来協創センターが管轄する産業界・自治体・各種団体等との連携協定は、2013年度に13件であったが、2014年度に3件、2015年度に2件、2016年度に1件、2017年度1件（7月現在）締結され、産業界・自治体・各種団体等との連携協定関係は、現在20件に達している。2014年度以降に新規に締結した協定先とは、実質的な連携関係が展開されるように、連携協定締結前に十分な協議を行い、連携により協働で取り組むべき課題の設定を行っている（資料9-1）。

一方、国際センターでは、海外との交流を促進するために、協定大学の拡大に努めている。1985年に協定を結んだアメリカのノースカロライナ大学に始まり、現在は14カ国・地域の31大学と協定関係にある。2014年度以降に新たに協定を締結したのは7大学であり、海外協定校の増加を加速化するとともに、ベトナム、ドイツ、チェコ、メキシコなど新たな国においても協定校を確保し、海外協定校が拡大した。協定大学とは、交換留学、海外セミナー（長期、中期、短期）による派遣、日本プログラム（中期）、日本語・日本文化セミナー（短期）による受け入れの形で、学生交流を続けている。これらにより、本学学生の留学への意欲が喚起され、合わせて、学内での共修教育が加速度的に進展している（資料9-2）。

上記以外でも、広島県内での学生の学びの選択肢を増やす「単位互換制度に関する包括協定書(教育ネットワーク中国)」、国内留学を可能とする「沖縄大学と広島修道大学との学生交流に関する協定書」「北星学園大学と広島修道大学との学生交流に関する協定書」等も整備され、学生は本学に在籍しながらより多様な教育機会に参加することができる。さらには、学部においてその専門性を活かした連携体制を組んでおり、法学部による「広島修道大学と中国税理士会との間における税理士特設講座に関する協定書」、商学部による「日本労働組合総連合会広島県連合会と広島修道大学との間における提供講座に関する協定書」なども整備している（資料9-3～資料9-6）。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進①ローカルな活動>

1) ひろしま未来協創プロジェクト（資料9-7）

最初に、2013年度より文部科学省の「地(知)の拠点大学整備事業」として採択され、地(知)の拠点として推進している「イノベーション・ブリッジによるひろしま未来協創プロジェクト」（呼称：ひろみらプロジェクト）を取り上げる。2013年度の採択は、申請大学319校に対して採択校52校、うち私立大学は15校であり、中四国・九州の私立大学では本学が唯一の採択校であった。ひろみらプロジェクトは、学長をリーダーとする全学的推進体制であるひろみらプロジェクト推進会議を開催することにより、スピード感をもって進められている。ひろみらプロジェクトは、ひろみらセンターを中心に、2013年度からの5カ年計画で、「教育」「研究」「社会貢献」の3つの領域を好循環させながら、“地域イノベーション人材”を輩出し、地域の活性化に継続的につながっていく仕組みづくりを行うことを目標に進めてきた。

教育面においては、2014年度より地域イノベーションコースを新設し、2014年度から2016年度までの3年間で、延べ3,912名が受講した。地域イノベーションについて知る・学ぶこと（各種講義）から始まり、地域で実践し知識・スキルを修得する段階（各種PBL）を経て、地域課題を見つけ協働でその解決に取り組む段階（イノベーション・プロジェクト）ま

で到達し、所定の 30 単位以上を修得した者が、地域イノベーション人材として修了認定を得ることができる。2016 年度末には、コース登録者延べ 745 名のうち 18 名が地域イノベーション人材として修了認定を得ることができた。量的・質的に地域イノベーション人材の育成に貢献をした本コースは発展的に継承され、2018 年度に開設する国際コミュニティ学部
の教育目的にその精神が引き継がれる。

研究面における主な取り組みは、ひろみらシンクタンク、ひろみら研究領域助成、『ひろみら論集』の発刊である。ひろみらシンクタンクには、2017 年 7 月現在、48 名の専任教員（全専任教員 194 名中 24.7%）が登録をしている。このシンクタンクで受けた「地域資源を価値化する活動にかかる相談」の件数は、2013 年度には 3 件であったが、その後、2014 年度 69 件、2015 年度 96 件、2016 年 109 件と増加の一途を辿り、2016 年度末現在、延べ 274 件となっている。その中身は、単独教員の専門性を活かすものや、複数教員の協働によるものもあり、後者は、連携自治体の計画策定、計画実現への参画・主導が求められるものまで、内容は広範にわたっている。ひろみら研究領域には、2014 年度に 4 件が採択されたのを皮切りに、2015 年度 4 件、2016 年度 2 件、2017 年度 1 件、延べ 11 件の個人または共同研究が実施され、各年度末のひろみら FES ならびに『ひろみら論集』により、その成果が広く公表・共有をされてきた（資料 9-8）。いずれも、地域や社会からの要請による課題に取り組む研究であるため、地域や社会からの評価は高く、ひろみら FES のアンケートでは、毎年度、研究成果の報告により多くの時間を割いてほしい旨の感想がみられる。ひろみら研究領域の成果報告の媒体でもある『ひろみら論集』については、2015 年度 6 本、2016 年度 8 本、合計 14 本の論文が掲載されており、ひろみら研究領域で助成した研究以上の論文数が寄せられている。発刊部数も、600 部と広く社会に共有できる体制をとることができている。

また社会連携・社会貢献において効果をあげてきたのが、『ひろみら通信』の発行である。2017 年 7 月現在で発行回数は 9 回、発行部数は 13,210 部に上る。8 つ折りで手のひらサイズの『ひろみら通信』は、ひろみらプロジェクトの成果をより広く詳しく情報発信をするツールであることに加えて、学内外の多くの人をつなぐコミュニケーションツールとして機能してきた（資料 9-9）。報告書等が年に 1 回の発行であるのに対して、同誌が複数回の発行となることで、その時々伝えたい学生の地域での活動や成果を逸することなく伝えることができた。これにより、学生は自らの教育成果の確認と励みを得、地域は情報を得たので、地域と大学とのコミュニケーションの構築を促すことができた。

以上のような教育・研究、それを促す取り組みを支え推進する組織として、学内に学長をトップとする「ひろみらプロジェクト推進会議」を設置し、迅速かつ大局的な意思決定により事業を推進している。本プロジェクト会議は、2013 年度に設置以降、38 回開催している。他方、学内外のメンバーから構成されるひろみらプロジェクト推進のためのプラットフォームとして「ひろみら会議」を設置、ひろみら会議は、「本学と地域が連携・協働の具体的なあり方について実質的・組織的に協議する」ことを目的としている。2016 年度末の段階で 6 回開催し、延べ 85 名の参加を得た（資料 9-10）。

これらの取り組みの結果、2017 年 2 月には、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会」による評価において、「「地域イノベーションコース」により、カリキュラムが可視化・体系化され、学生・大学双方にとって取組が明確になっている」点、「地域に関

係するインターンシップや授業の設計など、取組を推進しながら質を高める努力がなされて」いる点が評価できるという具体的な言葉が添えられて、「総合評価 A（計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。）」を獲得した。

ひろみらプロジェクトに先行する 2010 年度より、本学の学生が地域と連携して実施する活動や、地域の課題の調査研究のために組織するプロジェクトを支援する「地域つながるプロジェクト」が、継続して実施されている。これにより、正課外において地域と連携する学生の主体的な学び・地域貢献活動を、継続して支援・推進することができている。2010 年度から 7 年間で、98 プロジェクト、約 1,200 人の学生が地域活動に参画した。多くの当事者による「熟議」を重ねながら課題解決・政策形成をするために、毎年 6 月頃に各プロジェクトの関係者が集まって「熟議」を開催している。「熟議」を行うことによって、課題解決へのアプローチや活動の方向性を共有するが可能となっている。2015 年度からは、「熟議」が終了した時期に、活動している学生および本学学生・教職員を集めて、「学びあいミーティング」を開催している。これは、各プロジェクトの課題やアプローチ方法を共有し、プロジェクトのグレードアップと相乗効果を狙うため、プロジェクトの枠を越えて意見交換するものである。毎年度、採択後の早い時期に、「熟議」や「学びあいミーティング」を開催することによって、各プロジェクトが活動をスムーズにスタートできるよう支援している。2017 年度は、12 プロジェクトが活動した。

2) 研究と連動した社会貢献

研究と連動した社会貢献として継続して展開しているのが、「修道オープンアカデミー」である(資料 9-11)。本学は、研究成果を社会へ還元するために公開講座を実施してきたが、2004 年から広島県高等教育機関等連絡協議会（現在は一般社団法人・教育ネットワーク中国）主催のシティカレッジに講座を提供し、2009 年度から、地域社会への貢献、また生涯学習の一環として、社会人を対象に公開講座とエクステンション講座を融合した「修道オープンアカデミー」を開設している。公開講座はこれまでどおり無料で提供し、2012 年度から 2016 年度の 5 年間で平均 15.6 講座を開講している。参加人数は、5 年間で 6,641 名にのぼった。エクステンション講座は、教養系、語学系、ビジネス系、資格系などの講座を有料で開講しており、2012 年度から 2016 年度までの 5 年間で 148 講座に 17,446 名が参加した。本学は郊外に位置するため、街中での講座の開講が困難であったが、教育ネットワーク中国と連携し、エクステンション講座を街中（広島県民文化センター内のサテライトキャンパスひろしま）においても開講している。

その他にも「受託研究規程」を定め、本学専任教員が企業等外部機関からの委託を受けて行う調査・研究を支援しており、2012 年度から 2016 年度までに 19 件の研究委託があった。主な受託研究としては、財団法人青葉工学振興会から、2012 年度から継続して依頼を受けている「高エネルギー物質を利用する人口進化システムの開発」がある（資料 9-12、資料 9-13）。

また広島経済同友会との連携を推進し、テーマを決めて広島経済同友会メンバーと本学学生とのワークショップの開催や、広島経済同友会と連携をした企業見学バスツアーを実施するなど、さまざまな連携事業を行っている。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進②グローバルな活動>

本学では国際センターを中心に、国際交流の推進（学生の海外派遣、留学生の受入れのほか、留学生の宿舎であるインターナショナルハウスの運営）、グローバル教育、グローバルキャンパス化の推進（留学支援教育、留学生教育、在学生と留学生の共修等）に取り組んでいる（資料 9-14）。

2017 年度現在、本学は 14 カ国・地域の 31 大学と協定を締結しており、2016 年度は中国・ベトナム等 11 カ国・地域から 119 名の留学生を受け入れ、本学からは 8 カ国に 205 名を派遣した（資料 9-15）。また、私費外国人留学生には学費減免制度を設けたり、指定寄付による大学独自の給付奨学金制度を設けたりして優秀な外国人留学生を確保している。

大学のグローバル化を目指した海外協定大学の拡大を受けて、国際センターの体制も整備した。とくに従来の留学派遣・受入業務、国際交流業務に加えて、教育機能を持たせたことが大きな変革である。2016 年度に留学生教育担当契約教員 2 名を採用し、2017 年度からはグローバル教育を担う 4 名の専任教員（グローバル教育グループ）をセンターに配置した。これらの教員は国際センターの国際交流業務に関わりつつ、グローバル教育機能の中核を成しており、交流業務と教育機能の連携を効率的、効果的に行うなどの成果をあげている。

正課内における学習・交流（グローバル科目）に加えて、課外活動における国際交流も促進している。交換留学生は、本学が市内に所有するインターナショナルハウスに居住しているが、ここでは留学生歓迎会、ハロウィーンパーティ、クリスマスパーティなどの行事が留学生と「バディ」（日常的に留学生の生活を支援する日本人学生）、「レジデントアシスタント」（同ハウスに居住して留学生の生活を支援する日本人学生）の企画運営により開催され、国際交流の場となっている（資料 9-16）。また、協創館の 1 階（国際センターに隣接）には「iCafe」と呼ばれるスペースがあり、交換留学生によって各国紹介を行う Global Weeks や留学生による語学講座（中国語、韓国語、ベトナム語、英語、フランス語、ドイツ語、チェコ語）が開催されている。昼休みには留学生と日本人学生がランチをともにしながら交流する姿が見られる。ここでの交流の企画運営は国際センター職員と連携しながら「ピア」と呼ばれる学生が担っている。

毎年 7 月に実施する日本語・日本文化セミナーには、海外協定大学から約 30 名が参加するが、参加者は 4 週間の期間中、学内の「セミナーハウス」に宿泊するため、この期間にはさらに学内交流が活性化する。また、週末のホームステイ先として募集するホストファミリーとなる学生もいる。

<地域交流への参加>

地域との交流は、社会貢献活動を通して行っている。ひろみらプロジェクトとの関連では、社会貢献をより持続可能にするために、特定の自治体との連携により力を入れてきた。特定の連携自治体として、当初より、広島市と廿日市市と北広島町の 2 市 1 町がある。2016 年度からは、連携協定の締結に伴い坂町との連携も展開している。これら自治体との連携活動については、重点地域として認定をし、重点地域で地域からの課題提起にもとづいて教育・研究・活動を実施するものについては、ちいスタ活動として認定をし、支援をしてきた。具体的には、学生による地域イノベーションコースの受講や地域つながるプロジェクトを通じた地域活性化の手伝い、教員によるシンクタンク業務の請負、オープンス

クールの開催などである。地域イノベーションコースを通じて学生が連携自治体に出向いた回数は延べ45回、延べ参加者数は265名に上る（「ひろしま未来協創プロジェクト」（ひろみらセンター提供PBL科目）が開講された2015年度・2016年度の2年間）。内訳は、広島市西区へ15回、127名、廿日市市浅原・玖島へ15回、65名、北広島町大朝へ15回、73名である。オープンスクールは各年度1回ずつで合計3回開催し、延べ参加者数は226名である。

また、広島経済同友会との連携により、2016年度は延べ4回の地元経済界有志と学生との交流事業を展開した。例えば、地域活性化のための4課題（帰ってきたくなるまちづくり、ひとつでない仕事、地域内経済循環、田舎のファンづくり）についてのワークショップには、広島経済同友会会員18名、地域活性化に関して取り組みをしている6名の社会人と本学学生20名、本学教員9名の合計53名が参加している。さらに、2016年度より、低年次より地元優良企業の理解を進めるために、キャリアセンターが中心となり、4ルートで広島経済同友会と連携をした企業見学バスツアーを実施している。

そのほか、ピアカウンター（ボランティア支援担当組織）においては、地域のニーズをもとに学生とのマッチングを促し、年間114件、304名（2016年度実績）の学生が県内を中心にボランティア活動を行っている。また、中学校からのキャンパス見学の依頼を受け入れることでも、地域交流の機能を果たしている。中学生に対する見学会では、大学の概要説明、キャンパスツアー（施設見学）、模擬講義、学生との懇談会などを行い、中学校段階のキャリア教育支援としての効果を期待されている。2011年度は10校の約600名を受け入れていたが、2016年度の受入れは、16校、約800名の受入れと中学校は1.6倍、受入れ人数は1.3倍となった。2012年度から2016年度までの5年間の中学校受入れ総数は66校、受入れた中学生は3,489人である。

また、2017年7月には臨床心理相談センターを創設し、子どもから大人まで幅広い相談に応じる地域に開かれたセンターとして本学地域貢献の一翼を担っている。本センターは1973年に人文学部に心理学専攻を発足させ、基礎心理学の教育・研究を中心に築いてきた伝統を、2017年に健康科学部心理学科として発展的に継承し、センターの開設に至ったものである。地域の人のこころの健康をサポートするため、長年にわたる心理学の教育・研究で培った知見を最大限に活かし、さまざまな相談に応じることとしている。

<国際交流事業への参加>

留学生は居住するインターナショナルハウスがある地区（中区広瀬北町）との交流にも積極的に参加している。町内会の運動会や地域の祭り、地域の小学校の行事など、地域の多文化交流に貢献している。2015年度、2016年度には、日本人学生と留学生がチームを組み、「地域つながるプロジェクト」の一環として地域における多文化交流の促進という課題に取り組んだ。

また、西区にある広島修道大学附属鈴峯女子中学校・高等学校へも定期的に訪問し、中高生の国際理解の一助となるとともに、留学生にとっても社会見学の機会となっている。また、中学・高校生の関心が高い韓国語に関して、「韓国語会話講座」の講師として韓国からの交換留学生を派遣している。2015年度からは、キャンパス間の往還による交流を促進する「クロスキャンパス」の一環として、相互訪問による国際交流の体系化を図っている。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<社会連携・社会貢献の点検・評価>

いずれの事業についても、毎年、大学全体の事業計画、部局としての事業計画を作成し、それに基づき事業を実施し、年度末には効果検証・点検を行い、次年度の業務改善に向けての改善点の抽出をしている。新年度の事業計画は、過年度の事業計画の進捗に基づいて作成しており、継続して、PDCA サイクルに沿って事業を展開している。大学全体としては『広島修道大学の現況』を作成し、その時点での状況を把握し検証している。

加えて大きな事業については、外部評価の導入もしている。例えば、前述のひろみらプロジェクトでは、外部評価委員会を設置している。外部評価委員は、2013 年度～2015 年度まで京都市長（門川大作氏）、神戸芸術工科大学学長（齊木崇人氏）、先進的企業アミタホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長（熊野英介氏）、2016 年度より、京都市長（門川大作氏）、北九州市立大学地域創生学群長（真鍋和博氏）、issue+design 代表（寛裕介氏）である。「1. 教育」、「2. 研究」、「3. 社会貢献」、「4. 体制」の4つの観点から評価を依頼し、毎年度に評価を受け、評価結果・改善報告はひろみらプロジェクト報告書で公表している。

また、修道オープンアカデミー、地域つながるプロジェクトなど主催事業については、事業実施の都度、参加者アンケートを実施し、その分析結果を点検・評価・共有し、改善につなげている。

社会貢献活動については、毎年度実施する教員活動状況評価表において、評価対象となる4領域（教育領域、研究領域、大学運営領域、社会貢献領域）の1つとして社会貢献領域を設定し、当該教員による評価、学部長による評価、学長・副学長による評価を受けている。これにより、評価点として自己点検・評価できるとともに、教員活動状況評価表の集計結果及び全体の評価点分布は大学評議会に報告され、各学部および大学の点検・評価の指標の一つとなっている。

（2）長所・特色

- 地域イノベーションコース（正課）や地域つながるプロジェクト（正課外）のように全学部を横断する体系的・組織的な地域連携・地域貢献型の教育プログラムを展開、それにより、毎年 600 名前後の学生が地域連携・地域貢献型教育プログラムを自ら受講している。
- 地域イノベーションコースは、すべての学部で開設されている地域連携型 PBL と連携をしており、学部の専門性を生かした地域貢献ができる体制が整っている。
- ボランティア活動意欲も盛んで、毎年平均延べ 200 名以上の学生が地域でのボランティア活動に積極的に参加をしている。
- 地域イノベーションコースの教育は、本学の教育目標を具現化したものと言える。

- 地域イノベーションコースにおける質・量ともに充実した取り組みは、本学卒業生の支援によるところが大きい。また一方で、社会的な責任を果たす大学であることが広く認知されることにより、連携協定の要望が増えたことに基づくとも言える。
- ローカルな面での教育だけでなく、グローバルな面での教育も進んでおり、海外留学プログラムが多様化する中で、留学の目的に合わせて選択できる仕組みが拡充されている。
- 私費外国人留学生に対する学費減免制度は、優秀な外国人留学生確保につながっている。
- 協創館に iCafe や通訳支援ブースが設置されることで、学内の共修空間・取り組みが見える化し、学生のグローバル志向が強まってきている。
- 学外（広島市西区）に所有するインターナショナルハウスに滞在する留学生が中心となり、地域における日常的な国際交流を行っていることは、地域と大学の双方にとって有意義である。

（３）問題点

- グローバルの軸において、これまでの蓄積をもとにグローバル教育グループの役割を更に深化させていく必要がある。
- 社会連携による教育を推進していくためには、連携業務と教育業務の両面を担える人材が必要である。

（４）全体のまとめ

本学の教育目標である「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」、さらにはその時代的背景とも言える人口減少とグローバル化からくる諸課題に大学として鋭意貢献できるよう、ひろしま未来協創センターと国際センターを設置している。

ひろしま未来協創センターは、1961年に開所した商業経済研究所を淵源とし、その後総合研究所、学術交流センターへと名称を変えてきたが、一貫して、瀬戸内や広島のための研究と地域貢献を軸に機能してきた。その蓄積のもとで、文科省より一定の評価を得て（2013年度は私立大学申請数180校中採択数15校）2013年度から2017年度にかけて重点的に推進してきたのが「イノベーション・ブリッジによるひろしま未来協創プロジェクト」である。本プロジェクトにより、「ひろみら研究」や「ひろみらシンクタンク」という仕組みを通して本学のユニークな研究を通した社会貢献は格段に進んだ。「地域イノベーションコース」という全学部生を対象とした地域志向の教育を本格的に試行・実施することもでき、教育から社会貢献への道筋も見いだすことができた。これらは2018年度以降も、「Next ひろみらプロジェクト」として、「ひろみら研究領域」や「ひろみらシンクタンク」、「ひろみらイノベーション・スタジオ」へ、さらには「国際コミュニティ学部地域行政学科」へと発展的に継承していく（資料9-17）。

国際センターは、2014年に国際交流センターから改称し改革を進め、“教育”（人材育成）を通したグローバルな社会貢献に一層の力を注いできた。一連の改革の過程で、海外協定大学の拡大、留学派遣・受け入れ数の増加、留学生教育の拡充に加えて、グローバル教育グループの発足による正課・正課外でのグローバル教育の充実、iCafeにおける日常的なグローバルな学び合いの実現、インターナショナルハウスを拠点とする地域との持続的な交流など、グローバルな軸における人材育成を中核とした社会貢献が飛躍的に伸長をしてきた。国

際センター長をリーダーとして、2016 年度に採用した 2 名の留学生教育担当教員、2017 年度に採用したグローバル教育を担う 4 名の専任教員（グローバル教育グループ）が志を一つに情熱を持って学生・留学生の教育と交流に取り組んでおり、これらグローバル教育の取り組みは、教育を通じた持続可能な社会貢献のシステムとして今後も推進する予定である。

これらローカル軸とグローバル軸から成る両センターを協創館に合わせて配置し、本学の特徴的な教育・研究・社会貢献活動を幅広く展開、学内外にその成果を周知・浸透させることを通して理念・教育目的の実現に努めている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学運営に関する方針>

本学では、「地球的な視野をもって、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」という理念、教育目標の下、大学運営に関する方針を以下のように定め、「本学ホームページ」等にて明示している。

(資料 2-2 <http://www.shudo-u.ac.jp/information/nvu9p7000001ieid.html>)

グローバル化及び人口減少が進んでいく時代的背景を重視し、学長のリーダーシップのもと広島修道大学の理念、教育目的を具現化すべく、中・長期の事業計画・財政計画を策定し、教職協創による安定的な大学運営に取り組み、健全な財務基盤を保持するとともに、積極的な情報公表によりコンプライアンスの徹底と透明性の向上を図る。

上記の方針に基づき、本学では中・長期の事業計画を作成している。

第2期中期事業計画(2011年度-2014年度)は、「Ⅰ.キャンパスマスタープラン、Ⅱ.教育力の向上、Ⅲ.学生の主体的な取り組みへの支援、Ⅳ.連携の推進、Ⅴ.安全安心のキャンパスづくり、Ⅵ.持続的成長に向けて、Ⅶ.情報公開と広報展開」を区分とし69事業を策定、60事業の達成(達成率87.0%)に至った。

第3期中期事業計画(2015年度-2018年度)は、「Ⅰ.法人の合併、Ⅱ.教育組織・教育支援体制の構築、Ⅲ.教育課程—新カリキュラムの策定と新学年歴の導入、Ⅳ.学英の受け入れ—外部環境の変化への対応、Ⅴ.学生支援・学習支援、Ⅵ.グローバル化への対応と地域社会の課題解決に取り組む人材の育成、Ⅶ.財政・施設整備の充実、Ⅷ.自己点検・評価、Ⅸ.本学を取り巻く人々と連携した戦略的な広報展開、Ⅹ.附属鈴峯女子中高・鈴峯女子短大との連携」を区分とし、42事業を策定、34事業の達成(達成率81.0%)に至った。上記各事業はさらに112の具体策に落とし込んでおり、具体策レベルでみると112の内105を達成、達成率は93.8%となる。

大学運営に関する方針及び中・長期事業計画の進捗については、大学評議会における審議、報告を通して、教員については学部教授会で、職員については大学運営連絡会において周知されている。また、「本学ホームページ」にて各種方針とあわせて、広く社会に公表している(資料1-19～資料1-21、資料1-6)。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組

組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1： 適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2： 適切な危機管理対策の実施

<学長の選任方法と権限の明示>

学長の選任方法（任免及び任期）は、「学長の任免及び任期に関する規程」によって定められている（資料 10-1）。学長候補者の推薦は、「学長候補者推薦に関する申し合わせ事項」に基づき、2 次にわたる学内選挙により行われる（資料 10-2）。第 1 次選挙では 3 名の不完全連記無記名投票により 3 名の学長候補者を選出し、第 2 次選挙は学長候補者を対象に単記無記名投票を行う。この結果は全構成員に開示のうえで理事長に報告し、理事長は理事会に諮り学長を選出する。

学長の権限（ガバナンス）については、学校教育法の改正を機に、学長の校務に対する最終的な決定権を担保するために、学部教授会規程、大学院研究科委員会規程、大学評議会規程を改正し、各会議の審議結果を学長が参酌して最終決定できるようにした（資料 1-20）。

<役職者の任命と権限・責任の明示>

役職任命について、従前は学部長、研究科長及び一部の役職者については選挙で選出していたが、学校教育法改正後は、学部教授会等選出者はあくまで候補者とし、全役職者を学長の任命制とし、学長の指揮命令下に配置することとした。

役職者の権限及び責任は、「役職設置規程」に定めている（資料 10-3）。学長の権限と責任については、「理事長の命を受けて、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」とし、「大学を代表する」と定めている。学部長については、「学長の命を受けて当該学部の事務を掌理し、所属教職員を指揮監督する」と、大学院研究科長は、「学長の命を受けて当該研究科の事務を掌理し、所属教職員を指揮監督する」とそれぞれに定めている。

<学部教授会の役割>

学部教授会の審議事項は、学則において「学部の教育研究に関する事項で次の各号に掲げるものとする。(1)学部の学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項 (2)学部の学生への学位授与に関する事項 (3)学部の教育研究に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項 (4)学部長候補者及び各種委員の選考に関する事項 (5)学部の教員人事に関する事項 (6)学部の教育研究計画に関する事項 (7)学部の学生の身分に関する事項 (8)学部の学生の

厚生助育に関する事項 (9)学部の学生の賞罰に関する事項 (10)その他学部の教育研究に関する重要事項で学部長が必要と認めた事項」と定め、その役割を明らかにしている。

< 教学組織と法人組織の権限・責任 >

本学の教学組織に関わる主要な会議体としては、大学運営会議、大学評議会、学部教授会、大学院研究科委員会及び大学運営連絡会がある。主として学部教授会、大学院研究科委員会において教学に関する事項を審議したうえで、学長を議長とした大学運営会議、大学評議会において審議を重ね、学長が最終的に校務を決定している。更に経営判断が必要な場合には、学園理事会、学園評議員会において、審議・議決をすすめている。以上のとおり、教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と責任は明確である。

職員の会議体として大学運営連絡会がある。各部局相互間の緊密な連絡と協力、業務の効率化及び改善等、大学運営の円滑な実施を目的に、事務局長及び各課の課長以上の役職者から組織されている。

< 学生・教職員からの意見への対応 >

学生からの意見への対応の場として、本学には、1971年から学友会執行部と大学執行部から構成される大学協議会が設置されている（資料 7-14、資料 7-15）。大学協議会は、機構または施設の変更に関すること、学費変更に関すること、教育計画に関することなどを協議するものとしている。この制度は、学生のニーズを受けとめ大学の運営に反映させてきた実績がある。

教職員からの意見への対応は、大学評議会以下の各種会議が、教職員の委員で構成されることから、ここで大学運営に関しては教職員の意見を反映させることができる。また公益通報制度も整えている。

< 危機管理対策の実施 >

危機管理に関する事項は、毎年度『広島修道大学危機対応マニュアル』『災害対応マニュアル』を作成し、全学生に配布している（資料 7-5、資料 7-6）。とくに本学では防火・防災管理の徹底を期し、火災や大規模地震、その他の災害による人的物的被害を軽減することを目的に防火・防災管理委員会を設け、毎年度、学生も参加した避難訓練を行っている（資料 10-4）。

点検・評価項目③： 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1： 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

< 予算編成の適切性 >

本学の予算編成は、大学の中長期事業計画及び財政計画に基づき策定される。具体的には、各学部・部局等から予算要求される内容について、予算管理部局の財務課で重点事業・特別事業・計画営繕事業・教員経費・部局経費ごとに取りまとめ、予算・建設委員会で審

議する。予算・建設委員会は学長が議長を務め、副学長、各学部長、学長室長、総務部長、財務部長、財務課長、総合企画課長及び各学部選出の教員1名で構成され、その審議事項は、「広島修道大学予算・建設委員会内規」にて、予算案の編成に関する事項、予算執行状況に関する事項等と規定されている（資料 10-5）。財政計画を指針として、予算・建設委員会で承認された予算案は大学評議会にて審議され、学園常務理事会、学園評議員会及び学園理事会の承認を経て決定し、適切な予算編成プロセスを経ている。

<予算執行の適切性>

予算執行は、決定した予算に基づき、「学校法人修道学園経理規程」「同経理細則(法人本部・大学部編)」「同固定資産及び物品調達規程」及び「同業務決裁規程(法人事務局・大学部編)」の各規程に沿って、適切に処理されている（資料 10-6～資料 10-9）。具体的には、各学部・部局等の担当者が事業遂行の起案にあたり、必要に応じて複数業者から見積書を取り、決裁権限者が稟議決裁し、経理課で複数名が支払伝票の確認を行っている。また、資金運用についても、「学校法人修道学園資金運用管理規程」及び「有価証券の時価評価等に関する細則」に基づき、厳格に行われている（資料 10-10、資料 10-11）。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みは、次年度予算編成時に予算・建設委員会で行われているほか、前年度決算状況によりその効果が認められない場合、財務課で部局等へのヒアリングを実施し、次年度予算に向けて検討するよう促している。また、予算執行の過程及び決算処理に至るまで、法人が設置している監査室及び有限責任監査法人トーマツにより厳格な監査を受けている。更に、学内構成員向けに毎年4月に「予算説明会」を、また毎年7月には「決算報告会」を実施し、広報『広島修道大学の財政 2017 年度予算』や『広島修道大学の財政 2016 年度決算』を作成し、計算書及び各種財務比率等からみた本学の予算や財政状況を解説している（資料 10-12、資料 10-13）。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：	大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置
	・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
	・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
	・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
	・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

<大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置>

1) 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

職員の区分には、専任職員、契約職員（第Ⅰ種～第Ⅲ種）、契約カウンセラー、専門職員（再雇用者）、学習アドバイザー、定期臨時職員がある。契約職員、契約カウンセラー及び定期臨時職員は、業務量の増加に対応するため、必要に応じて採用している。契約職員、契約カウンセラー及び定期臨時職員を配置することにより、時間外勤務の削減効果が見ら

れる。契約カウンセラーは、専任カウンセラーとともにカウンセラー業務を行い、学習アドバイザーは、学習支援センターが行う入学前準備学習プログラム、学習相談、ファーストイヤー・セミナーⅠの効果的な実施・改善に寄与している。

職員の採用にあたっては、職員採用計画に基づき、すべて一般公募により実施している。近年の採用においては新卒採用のほか既卒採用も行い、年齢構成の不均衡の是正を図っている。定年を迎えた職員に対しては、「学校法人修道学園職員再雇用規程」及び「再雇用採用選考基準」に基づき再雇用を行なっている（資料 10-14）。

職員の昇任・昇格については、人事考課の結果並びに推薦書等各種提出資料、在級年数等の複数年にわたる人事データをもとに、総合的に評価している。

2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

本学は、「広島修道大学事務組織規程」を定め、多様化、専門化する大学業務を支援する職員体制（組織）を整備しており、事務組織の下に係の設置、事務分掌についても明示している（資料 2-8）。また、職員定数については「学長の意見を聞き理事長が別に定める」としている。なお、本学園は、「学校法人修道学園事務組織規程」第 5 条に基づいて、理事長の統括のもとに監査室を置いている（資料 10-15）。

本学では、業務の効果的な遂行、教育・研究支援組織と管理運営組織の連携、時代のニーズへの対応といった観点から組織編成の見直しを進めてきた。また、直面する課題や事業計画の具体化のためにプロジェクト的な組織を立ち上げて対応している。具体的には、2015 年 4 月の学校法人鈴峯学園との合併を契機とした、新学部設置に対応するため 2014 年 6 月に大学評議会で新学部新学科設置準備委員会（のちに新学部・新研究科・新組織委員会と改称）が設置された。このなかで新学部設置のためのカリキュラム作成や教員人事が行われた。この委員会の委員構成は、学長、副学長、学部長、事務局長、学長室長（職員）、学長が指名する教職員若干名であり、教職協働による新学部新学科等の設置を図ってきた。

本学では、目標管理による人事考課の実施および結果をフィードバックしている。具体的には、年度始めに、被考課者自らが 1 年間の業務について目標設定および目標達成のための手段・方策を目標面接記述書に記述し、第一次考課者（担当課長以上）は目標面接を行う。面接は、期中（中間面接）にも行い、被考課者の目標を年度途中で修正する必要がある場合は、話し合いのうえで修正する。年度末には、第一次考課者および第二次考課者（課長以上）により、目標面接記述書に記述された事項をもとに絶対評価を行い、考課結果を被考課者にフィードバックする。他方、年度末には、被考課者による第一次および第二次考課者（上司）に対する評価も実施し、双方向による人材育成を図っている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1： 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

<SD の組織的な実施>

本学の SD の取り組みとしては、①日本私立大学連盟をはじめとする各種の FD・SD 研

修への派遣、②学内の各種研修の実施、③その他の取り組みがある。2016年度には、日本私立大学連盟等の研修2テーマに4名（CD研修2名、FD推進ワークショップ2名）を派遣した。学内研修としては、2016年度にFD・SD研修会を4回開催し、計310名の職員が参加した。また、ハラスメント防止とメンタルヘルスの向上に関して4回の研修会を開催し、教職員392名が参加した。人事考課研修としては、2016年度に考課者研修を1回（20名参加）行った。また、2010年度から教育力アップセミナーを実施し、2016年度には、これに職員11名が参加している。学習支援センターが主催している初年次教育セミナーが3回開催されたが、これには職員が計45名参加した。

本学では、FD・SDと自己啓発のため、一般職員上限7万円、管理職員上限5万円の研修経費補助を実施しており、2016年度の実績は15名である。2009年度からは、B・S・P（ブラザー・シスター・プログラム）による職員間のメンター・メンティの育成を通じた職場の活性化を図っている（資料10-16）。これらの研修活動は、毎年度、事務職員による『事務研修』として発行・報告されている（資料10-17）。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：	適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：	監査プロセスの適切性
評価の視点3：	点検・評価結果に基づく改善・向上

<大学運営の点検・評価>

本学では、毎年度『広島修道大学の現況－大学基礎データ集－』を学長室総合企画課が発行し、大学運営について客観的なデータを集約する仕組みが確立している（資料6-10）。また、財務関係については、法令に基づいた適切な資料を作成している。以上の適切な根拠をもとに、以下のように点検・評価を行いつつ、改善案を提案・実施している。

大学運営の適切性については、学園監事、会計監査人である有限責任監査法人トーマツ及び学園内の内部監査部門として設置された監査室が、定期的にそれぞれの特性を活かした点検・評価をし、改善が必要な場合は進言を行っている。また、各機関等は独立性を保つとともに、三様監査連絡会で一堂に会し、情報共有や意見交換等を行い、適切な大学運営に資するため有機的に機能している。

<学園監事監査>

「私立学校法」第37条及び「学校法人修道学園寄附行為」第17条に基づき、学園監事が本学園の業務及び財産の状況について監査を行っている（資料10-18）。具体的には、毎会計年度、学園監事監査を実施し、事業計画進捗状況、事業報告及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等）について、理事から状況を聴取している。また、常務理事会、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産に関し、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認し、理事会・評議員会に対して、監査報告書を提出している（資料10-19）。

<会計監査人による会計監査>

「私立学校振興助成法」第14条に基づき、「学校法人修道学園会計監査人の選任等に関する規程」によって選任された監査法人が、本学園の会計処理及び計算書類について会計監査を行っている。具体的には、毎会計年度、策定された監査計画に基づき、重要な虚偽表示リスクの識別と評価、理事とのディスカッション等を行っている。最終的には、文部科学省に届け出る計算書類に添付する監査報告書を提出している（資料10-20）。

<内部監査>

学校法人修道学園内部監査規程第5条に基づき、理事長の下に設置された監査室が、本学園の業務・財務・システム監査を行っている。具体的には、毎会計年度、策定された監査計画書に基づき、被監査部局がルール通りに機能しているかを検証し、理事長に対して監査報告書を提出している。加えて、規定どおり実務が運用されず、不正・誤謬の排除が有効に行われていない場合は、各部局への改善勧告を行うことを進言している。

<三様監査連絡会>

学園監事監査の開催に先立ち、5月と11月の年2回、学園監事、監査法人及び監査室が一堂に会し、監査法人が作成した監査計画の検討、意見交換や情報共有を行い、適切な大学運営に資するため有機的に機能している。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

大学による点検・評価結果に基づく改善・向上

- ・学校教育法改正に伴う学長のガバナンス改革には適切に対応できた。
- ・教学センター1課6係を3課4係に改組した。
- ・国際センターに教育機能を持たせ、専任教員を配置した。
- ・臨床心理相談センターを開設した。

（2）長所・特色

- 大学の事業計画に沿って重点事業を実施してきたが、それに対して事務組織が柔軟に対応できている。
- 教職協創の考えに基づき、法人合併及び新学部設置等の大きな事業を推進し、学園・大学を発展させることができた。
- ガバナンス改革を進め、学長がリーダーシップを発揮できる体制が確立されている。
- 法人合併及び新学部設置等に伴い、教員組織及び職員組織の急激な拡張と業務の増加が生じているが、教職員の努力により鋭意対応している。

（3）問題点

- 特になし

（4）全体のまとめ

①適切な事業計画の存在、②教職協創による大学運営、③学校教育法改正に伴う学長のガバナンスの確立、これらにより大学運営はスムーズに行われ、合併及び新学部設置

等の環境整備も順調にすすみ、結果も伴っている。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：	大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 ＜私立大学＞
評価の視点2：	当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学においては、教育研究活動を持続的に発展させていくため、中長期事業計画を策定している。現在、第3期中期事業計画（2015年度～2018年度）「変化に対応した大学づくり（ビジョン）」が進行中である。第3期中期事業計画は、法人合併及び新学部・新学科の設置が中核となっている。修道学園は2015年度に鈴峯学園と合併し、本学では2016年度に教育学科を新設、2017年度に健康科学部を設置しているが、その事業計画の進捗を展望して財政計画を策定している。その際は、財政計画に大きな影響を及ぼす校舎等建替計画も反映している（資料10-22）。

2000年度に策定された校舎等建替計画を見直し、第1期として2013年10月まず新3号館が竣工した。2015年3月には協創館を竣工し、教育研究支援、地域貢献、国際交流及び学習支援のためのセンターを集中配置した。これらの建設には、2000年度に策定された校舎等建替計画に基づき、11年間にわたり計画的に組入れた第2号基本金約29億円を充当した。また、第2期として、2015年度には食堂棟の全面改修、2016年12月には新学部である健康科学部設置に伴う9号館の建設を終了した。両工事とも短期間ではあるが、12億円の第2号基本金の組入れを行い充当した。本学にとって大きな変革期にあたるこの時期に事業の継続を見据えつつ、将来に備えた財政計画を更新している（資料10-23）。今後についても、校舎等建替計画第3期から第6期及びこれに伴う第2号基本金組入計画を策定している（資料10-24）。

本学の主な財務関係比率の指標としては、日本私立学校振興・共済事業団発行『今日の私学財政（大学・短期大学編）』及び日本私立大学連盟『財務状況調査』の財務比率を設定している。

2016年度の本学の事業活動収支計算書関係比率は、人件費比率52.1%（*1『今日の私学財政』比率53.1%）、教育研究経費比率33.0%（同比率33.4%）、事業活動収支差額比率12.3%（同比率4.7%）、学生生徒等納付金収入比率86.3%（同比率83.0%）となっており、概ね指標と同等か上回る結果となっている。事業活動収支差額比率については、過去5年間で概ね10%前後を推移しており、将来に向け財政面の余裕を確保している。他方で学生生徒等納付金収入比率は86.3%と経常収入に対する割合が高く、課題のひとつとなっている。

法人全体の貸借対照表関係比率においては、純資産構成比率91.9%（*2『今日の私学財政』比率87.5%）、繰越収支差額構成比率Δ3.0%（同比率Δ13.6%）、流動比率265.8%（同

比率 254.1%) となっている。純資産構成比率により総資産の調達源泉が自己資金により構成され、長期的に財政状態が安定したものとなっている。流動比率においても、資金流動性が健全な状態にあると言える。繰越収支差額構成比率については、 $\Delta 3.0\%$ と 2015 年度よりマイナスに転じている。これは鈴峯学園と合併し、鈴峯学園の支出超過を合算したことによる。しかしながら、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、本学園は合併後も「A（正常状態）」の経営状態を維持しており、健全な財政状態と言える。

*1 日本私立学校振興・共済事業団『平成 28 年版今日の私学財政(大学・短期大学編)』平成 27 年度財務比率表(系統別)-大学部門-文他複数学部より引用。

*2 日本私立学校振興・共済事業団『平成 28 年版今日の私学財政(大学・短期大学編)』平成 27 年度財務比率表（医歯系法人を除く）-大学法人-より引用。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：	大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点 2：	教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点 3：	外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学は、将来を見据え、十分な財務基盤を確立している。法人全体の貸借対照表では、2016 年度末における総資産は 49,563 百万円であり、内訳は固定資産 44,310 百万円、流動資産 5,253 百万円である。固定資産のうち、特定資産を 17,887 百万円保有しており、流動資産のうち、現金預金が 5,054 百万円となっている。また、総負債は 4,027 百万円であるが、その内、退職給与引当金や前受金等を差引く純粋な外部負債は、主にリース資産に係る長期未払金及び未払金のみの 298 百万円である。また、本学では借入金には保有していない。そして、本学の純資産は 45,535 百万円である。純資産構成比率が 91.9%であることからして、本学の資産はほぼ自己資金によって賄われており、健全な財政状況であることがわかる。

また、大学部門の事業活動収支計算書では、2016 年度決算においては、教育活動収支差額が 583 百万円、経常収支差額が 717 百万円の収入超過となっている。基本金組入前当年度収支差額も 888 百万円の収入超過となっており、単年度の収支均衡もプラスとなっている。

本学及び本学を設置する法人は、過去 5 年間で大きな変革期を迎えている。2015 年度の鈴峯学園との合併、2016 年度人文学部教育学科の設置及び 2017 年度健康科学部の設置を行い、校舎等建替計画では、第 1 期～第 2 期として 3 号館・協創館・9 号館の 3 棟を建設し、食堂棟を改修した。その変革を超えてなお、上記のように安定した財政基盤を保持している。更に、取得した固定資産の減価償却額累計額の 100%にあたる 13,173 百万円を減価償却引当特定資産として保有しており、将来の校舎の建替等に対応していける財務力を持っている。

本学は教育・研究・社会貢献等の活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基

盤を確立するよう財政計画を策定している。2015年3月26日開催の第580回理事会では、2017年度に予定された健康科学部設置に向けた財政計画が承認されている（資料10-22）。その後も2015年度決算の確定などにより、2016年5月26日の第590回の理事会で財政計画の修正を行った（資料10-23）。その結果、新学部 completion 年度である2020年度末の本学の財政見込みに関しては、事業活動収支計算書上719百万円の翌年度繰越収支差額が見込める良好な財政計画となっている。

また、2017年10月2日の第597回理事会では、第3期から第6期、2055年度までの「校舎等建替計画」が承認された（資料10-24）。あわせて建て替えに備えた第2号基本基金等への組入計画も承認され、2017年度から毎年207百万円の留保を行う計画である。この建替計画に伴い、前述の第580回、第590回理事会で承認された財政計画を再修正し、改めて2028年度までの財政見通しを試算した。

このように本学では、もともと強固な財政基盤を有している強みに加え、予算・建設委員会、大学運営会議、大学評議会、学園常務理事会・理事会・評議員会など必要な意思決定機関での審議を経て、事業計画に沿った長期的な財政計画を策定し、それは単年度の予算編成の際の指針ともなっている。この財政計画に基づき、教育研究経費及び施設設備整備経費を十分に確保し、教育研究活動を継続していく。

2016年度決算における本学の経常収入構造は、学生生徒等納付金収入86.3%、手数料・寄付金2.7%、補助金7.5%、その他3.5%となっている。収入源の多元化を目指しており、近年は文部科学省科学研究費補助金が大きく伸びている。直接経費、間接経費を含め、2012年度は26件37,570千円であったものが、2016年度には30件45,500千円、更に2017年度では37件58,311千円にまで増加し、対2012年度比では補助金額で1.55倍の規模となった。

寄付金に関しては、未だ積極的な募集活動にまでは至っていないが、2013年度には使途を指定した特別寄付が増え年間の寄付金総額は5,172千円となった。直近の2016年度決算では、やや減少し3,621千円の収入であったが、対2012年度比では1.3倍の増加となっている。

資産運用収入は、国債のマイナス金利など昨今のマーケット環境の構造的な変化により、運用利回りは低下傾向にある。2016年度の金融資産利回り（受取利息・配当金収入／全金融資産）は0.63%となった。なお、いうまでもなく資産運用に関しては、元本保証など安全性の高い運用を第一義としている。ただし、そのような条件下でも、より効果的な運用が目指せるよう、「学校法人修道学園資金運用管理規程」の改正を行うなどして、収入増に向けて常に検証や見直しを実施している。

（2）長所・特色

- 本学園の建学の精神に則り、将来に亘り、有為な人材を広島及び全国へ輩出するために、鈴峯学園との法人合併を行った。鈴峯学園は約30億円の繰越支出超過額があったため、合併によって本学園の繰越収支差額も初のマイナスに転じた。しかしながら、合併を契機とした本学での新学部・新学科の設置に伴い、学生生徒等納付金収入の増額が見込めることとなった。また、学部再編や新校舎の建設等本学の変革に伴って、2015年度から志願者数が2年連続で1万人を超え、対2012年度比では1.4倍に増加した。今後より一層、教育の継続のための磐石な財政基盤を強化していく。（貸借対照表、学部入学試験統計）

- 校舎等建て替えを視野に減価償却額累計額の満額を減価償却引当特定資産として留保している。また、借入金がない等健全な財務状況を保持している。(貸借対照表)
- 文部科学省科学研究費補助金の獲得件数・獲得額が増加している。(大学基礎データ表 8)
- 校舎等建替計画など長期にわたるマスタープランに基づいた財政計画を策定している。(財政計画案)

(3) 問題点

- 寄付金の募集に関する制度の確立等、外部資金の調達の新なる多元化が必要である。
(事業活動収支計算書)
- 全国の大学の財務状態は多様化しており、全国平均の数値が必ずしも本学の指標となるとは限らない。従って、財務比率の指標を他大学比較に留めるのではなく、本学独自の目標を設定したい。(大学基礎データ表 9、表 10、表 11)

(4) 全体のまとめ

本学においては、教育研究活動を安定して継続するために、中・長期事業計画及び財政計画を策定している。また、やむを得ず事業の変更や財政計画の修正が必要と予見される際は、速やかに大学及び法人の所定の会議体で審議し、事業が停滞しないように対処している。法人合併や新学部・新学科設置等の変革が滞りなく完了したのも、明確で適切な財政計画と盤石な財政基盤があったからである。

今後、18 歳人口の減少、入学定員の厳格化、補助金行政の動向等により、既定の収入源はますます獲得が困難になっていくことが想定される。学生生徒等諸納付金収入以外の収入源をいかに拡大していくことができるかが喫緊の課題である。

おわりに

国際平和都市広島に立地し、地域社会への人材輩出をミッションとする私立大学として、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の育成」を理念・教育目標として掲げ、この7年間、鈴峯学園との法人合併、教育学科・健康科学部・国際コミュニティ学部の新設、3号館・協創館・9号館の建設など、理念・教育目標を具体化する計画を策定し着実に実施してきた。その間に、減少傾向にあり8,000人を割っていた志願者が増加に転じ、この3年間1万人を超える志願者数を維持している。

まず、本章で述べたことをもとに、各章ごとの総括を行いたい。

(1) 理念・目的

広島経済界の要請を受けて設立された私立大学として、明確な理念・教育目標を設定し、地域社会への人材輩出を通じて地域社会の発展に貢献している。各学部・学科、各研究科・専攻も、それぞれの学問分野に応じた教育研究上の目的を設定している。

4年ごとに中期事業計画を策定することにより、校舎の建設・建替えを計画的に進め、それと連動した学部・学科新設・改組などの学部再編を実現した。校舎の建設・建替えについては、長期のキャンパスマスタープランを策定し、第2号基本金の組入などによる建設資金の計画的な確保に努めている。

(2) 内部質保証

大学全体については、大学運営会議、大学評議会、各部局及び自己点検・評価委員会が主体となり、各学部、各研究科については、学部教授会、研究科委員会及び各学部各研究科の自己点検・評価委員会が主体となり、年間を通じた事業計画の点検・評価サイクル、いわゆるPDCAサイクルが確立している。また、各学部のFD活動に加えて、全学のFD・SD研修会を定期的に実施しており、大学全体が年間を通じて内部質保証の実現に努めている。認証評価においては、第三者による総合(大学全体)および分野別の外部評価を実施している。2017年度にはIRシステムの充実(基本統計の取り纏め、在籍学生情報の収集・クロス集計)を図り、学生成長プロセスの把握に努め、ひろみらプロジェクト(地域イノベーションコース)の成果検証においても、教育成果指標の充実に積極的に取り組んだ。

(3) 教育研究組織

本学の理念・教育目標を実現するために、実学を中心とした様々な学問分野にわたる学部・学科・研究科が配置されている。また、グローバル教育や地域社会と連携した教育を全学的に展開するための組織として、国際センター、ひろしま未来協創センターが配置されており、近年この2センターの取り組みの強化・充実に努めてきた。臨床心理士、公認心理師の資格取得のために必要とされる実習の場を大学内で提供するために、2017年7月に臨床心理相談センターを開設した。

(4) 教育課程・学習成果

2012年の中央教育審議会による「質的転換答申」、2013年の教育再生実行会議における審議まとめなどに示された大学教育改革の諸課題に対応し、全学的にGPA制度を整え、カリキュラムのナンバリングを実施し、ルーブリックによる成績評価方法を周知し、4学期制を部分導入するなど、大学教育改革に必要とされる制度の導入に努めてきた。また、地域イノベーションコース、グローバルコースは、本学の理念、教育目標を反映した全学カリキュラムとして実施されている。

各学部・各研究科においても、単位の実質化や成績評価の厳格化、教育成果指標の明確化への取り組みが浸透している。また、新設の教育学部、健康科学部、国際コミュニティ学部のカリキュラムや既設の学部・学科のカリキュラム改正において、学生の主体的な学びを促し、経験を拡充する仕組みを取り入れたものとなっている。

（５）学生の受け入れ

オープンキャンパス、入試直前対策講座、高校教員向け入試説明会、高校訪問、キャンパス見学、出張講義など様々な事業を展開し、2016年度、2017年度、2018年度と3年連続して総志願者が1万人を超える状況を維持しており、大学全体として、また各学部として、安定した入学者数を確保している。

一方、大学院に関しては、収容定員に対する在籍学生数比率は低く、収容定員の未充足の状態が続いており、今後の検討課題である。

学部的一般入試制度の多様化・複雑化、募集人員の細分化、そして志願者数が増え難易度が上昇したのに伴い、合格発動時において歩留りの予想が困難になっている。大学全体としては入学定員超過率を低く抑える努力が実りつつあるが一部の学部において1.2倍を超える状況が発生した。2ケ年かけて当該学部の入学定員超過率を補正する予定である。

（６）教員・教員組織

教員の採用・昇任は、規程等に明確化した基準・手順にしたがって、適切かつ厳格な人事を行っており、採用については完全公募制を実現している。女性教員比率、外国籍教員比率は、上昇する傾向にある。FD・SDは、全学的な教職協創の取り組みとして推進しており、それとは別に各学部も独自のFD活動を行っている。教員評価については、各教員が作成する教員活動状況評価表を用いて、教育、研究、大学運営、社会貢献の4領域の観点から総合的に評価する方法を取っている。

（７）学生支援

修学支援については、学習支援センターの多角的な取組が着実に浸透し、自学習の場として協創館を利用する学生が増えており、学生の自主的な学習グループの活動も見られる。

生活支援については、日本学生支援機構・地方公共団体などの奨学金に加え、本学独自の給付を含む11種類の奨学金制度、6種類のスカラシップ制度があり、留学生に対しては、学費減免制度、指定寄付による本学独自の給付奨学金制度がある。学生の心と体の健康に関しては、常勤のスタッフを持つ学生相談室、保健室が手厚い対応に努めている。

進路支援については、キャリアセンターが中心となり、就職支援に加えて、1年次から必修のキャリア教育科目を開講するなど、低年次からキャリア教育を実施している。また、インターンシップの充実のために、長期インターンシップも導入した。

（８）教育研究等環境

新学科・新学部の設置に伴い、キャンパス内の施設の充実に努め、3号館（大規模教室、教員研究室、院生研究室）、協創館（ひろしま未来協創センター、国際センター、学習支援センター、心理学実験室など）、9号館（健康栄養学科実験室・実習室、教育学部実習室など）の建設による教育研究環境の整備、また、インターナショナルハウスの購入、食堂等の大規模改修、文化・体育クラブハウスの改修などの充実したキャンパスライフのための環境整備を行ってきた。教員の研究支援としては、潤沢な研究費・助成（個人研究費、調査研究費、派遣研究国外研究費、派遣研究国内研究費、国際学会参加補助）及び教育予算（学科・グループ予算）が確保されており、教員の研究成果の公表を支援する制度として、各学部の

『論集』刊行に加えて、『研究叢書』『学術叢書』『テキストシリーズ』の出版助成もある。近年、研究不正防止、研究倫理確立に関する規程を整備し、研究倫理審査システムを導入したが、今後、これらを的確に運用し、本学研究者の研究倫理のさらなる向上に努めることとしたい。

(9) 社会連携・社会貢献

ひろしま未来協創センターが推進した「イノベーション・ブリッジによるひろしま未来協創プロジェクト」により、「ひろみら研究」「ひろみらシンクタンク」という仕組みを通して、本学のユニークな研究を通じた社会貢献が進み、「地域イノベーションコース」の開設により、全学部生を対象とした地域志向の教育が本格的に実施することができた。前者は、今後形を変えて「ひろみらイノベーション・スタジオ」として発展させ、後者は、地域行政学科の教育に継承され、発展させていくことになる。とくに廿日市、北広島町、坂町などの地方公共団体との連携によって上記のプロジェクトを実施している。また、広島経済同友会と連携して、企業見学バスツアーや創業・企業を考えるワークショップなども開催した。これらの地方公共団体や経済団体との連携による教育研究が、第2期の認証評価と大きく違う点である。

国際センターにおいては、「グローバルコース」の開設やグローバル教育を通じてグローバルな社会貢献に力を注ぎ、海外協定大学の拡大、留学派遣・受入数の増加、留学生教育の拡充に努め、さらに、インターナショナルハウスを拠点とする地域社会との持続的な交流も行っている。海外ではグローバルコースのサービスラーニングをはじめとする、いわゆる教室外における各種のプログラムを中国やベトナム、オーストラリアなどにおいても実施し、本学のキャンパス内では日本語・日本文化プログラムを開催し、このプログラムには欧米アジア地域の国々からも参加している。これらも第3期認証評価の特徴と言える。

(10) 大学運営・財務

教職協創を重視した大学運営を行うとともに、学校教育法の改正を機にガバナンス改革を進め、学長がリーダーシップを発揮できる体制が確立されている。また、教育研究活動を安定して継続するために、中・長期事業計画及び財政計画を策定している。法人合併、新学部・新学科設置などが滞りなく完了したのは、明確で適切な財政計画と盤石な財政基盤があったためである。

最後に、本学の今後の展望について、まとめておく。

近年本学が設置した教育学科、心理学科、健康栄養学科、国際政治学科、地域行政学科には、カリキュラムに様々な学外実習科目や体験実践科目が含まれており、通常の授業において学んだ知識や技能を、実践を通じて確認しレベルアップしていくことが求められている。また、地域イノベーションコースにおいて実施した内容は、地域行政学科のカリキュラムに継承される。これらの学科において今後実施される実習・実践科目については、その運営方法も含めて、今後実施しながら改良を重ね、よりよいものにしていきたい。また、教育学科は保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭、健康栄養学科は栄養士・管理栄養士、心理学科は臨床心理士・公認心理師の資格取得を目指す学科である。国家試験のある資格については、今後具体的な成果が問われてくることとなるが、単に資格取得だけが目的化するのではなく、社会において通用する実践的な力を身に付けた人材を輩出していくことを重視したい。

総合外部評価においても指摘があったことであるが、学部の改組・新設が一段落した現在、

大学院の改革が次の課題である。本学は、これまで、各学部の上に研究科を設置する、いわゆる煙突型の大学院の設置形態をとってきた。この形態を維持するのか、抜本的な見直しを行い分野横断型の大学院を設置するのかについては、今後十分に検討しながら進めていくことになる課題である。日本においては、文系の大学院教育が社会から必要とされる場面が少ないため、大学院生は留学生が中心になりがちであるが、どのような大学院教育が社会から必要とされるのかについて今後検討を行い、それを反映した新しい形態の大学院を設置することも選択肢の一つである。このような取組を通じて、現在の大学院の定員未充足の状態を少しでも改善していきたい。

本学は、学部学科の学問分野に応じた教育とは別に、学生の成長につながる経験を提供することを目的として、様々なプログラムを実施してきた。例えば、地域つながるプロジェクト、地域イノベーションコース、長期インターンシップ、海外でのサービスラーニングを経験するグローバルコース、英語圏以外の留学などであり、ピアカウンターで紹介する様々なボランティア活動も学生にとって有意義な経験である。本学が近年開発してきたこのような様々なプログラムが、学生の成長につながったかどうか、地域社会の発展に貢献することのできる人材の育成にどの程度有効であるかについては検証し始めたところであり、今後、さらに分析をしていくことが必要である。適切な定性的・定量的な成果指標を設定し、プログラムの見直しや改善を続けていくこととしたい。